

第33回平成22年9月与謝野町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成22年9月9日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時48分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘(午前中欠席)
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農 林 課 長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教 育 次 長	鈴木 雅之
税 務 課 長	日高 勝典	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水 道 課 長	吉田 達雄
会 計 室 長	金谷 肇	保 健 課 長	泉谷 貞行
建 設 課 長	西原 正樹	福 祉 課 長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

台風一過、けさはすがすがしい朝でございましたけれども、早速また、暑さとの戦いが続くようでございます。

今定例会、16名の議員から一般質問の申し出をいただいております。本日から9日、10日、13日と一般質問を行いたいということですが、本定例会におきましても、2回目以降は1問1答方式、なお、時間の厳守をお願いいたします。

報告をしておきます。谷口議員から午前中欠席の届けがありましたので、皆さんにご報告しておきます。

ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

16人の議員から質問の通告がありましたので、通告順に順次質問を許します。

本日は、6名の議員の一般質問を予定いたしております。

15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

15番、勢旗議員。

15番(勢旗 毅) おはようございます。15番、勢旗でございます。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しております4件について、一般質問をいたしますので、どうか理事者の答弁をよろしく願いいたします。

まず、質問に入ります前に、昨年6月に一般質問をいたしました与謝郡の呼称につきまして、8月20日の太田町長のブログを読ませていただきますと、新しいインターチェンジの名称の要望に際し、総務省統計局に、この与謝郡の呼称の訂正を求めると、こういった要望をつけていただいておりますということで安心をしたわけでございます。引き続き、現在の国の方で「よさぐん」と呼ばれておりますのは、正しく「よざぐん」という呼称になりますように格段の努力をお願いをいたしたいと思っております。

それでは、質問に入ります。まず、第1点目の質問は、気持ちよく使える公衆トイレと観光振興についてであります。昨年春に観光振興ビジョンが策定をされ、幾つかの方向が打ち出されております。6月議会では与謝野町内で一番入り込みの、お客さんの多い出雲大社巖分祠の緊密な連携が必要ではないのか、この巖分祠との連携が必要ではないのかと、そういった質問もしてまいりました。

今回、この観光振興を図る上で極めて重要だと思っておりますトイレにつきまして、全く記述がないということでお伺いをいたしたいと、このように思っております。現在では下水道の整備が進んでまいりましたし、合併浄化槽処理方式等によりまして一般家庭でも屋内のトイレが整備をされまして、公衆衛生に大きく寄与するようになってまいりました。また、高速道路のサービスエリアのトイレも非常に整備や掃除が行き届き、一般道でも道の駅や公共施設のトイレも非常に美しくなっております。しかし、残念ながら本町の場合は、必ずしも評判はよくありませ

ん。これらの要因は建設をされましてから、一定年限が経過をし、時代におくれてきたトイレというものもございます。

また、トイレの構造自体が、非常に掃除がしにくいと、こういったトイレもあります。それぞれ頑張っていたでいて掃除をしていただいておりますけれども、その評価は非常に厳しいと、こういうことになっております。8月から幾つかの町内のトイレを見せていただきましたが、ゆっくりとできないトイレや、入ってくるお客さんが、「ここは1週間以上、掃除をしていないな」と、そういうふうに言いながら入って来られたところや、とても掃除に頑張っていたでいておると、そういうところも見受けられますが、本町のトイレにつきましては、先ほど申しましたように、評価は必ずしも高くはないと、このように思っております。それぞれ担当課では一生懸命対応は願っておりますけれども、現状では喜んでトイレを利用できる、こういう環境にはないのではないかと思っております。

私のところにも何人かの方からご意見をいただきましたが、求める公共トイレに対する要件は清潔さ、におい、明るさ、洋式便器の設置、荷物を置く場所がほしいと、そういったような意見が多くありました。かつては日本一美しいトイレとして、トイレの町として紹介をされて、多くの観光客を引きつけた町もございましたが、やはりそこは観光地として定着をしていると、このよう現在も見ております。観光地にとりましてトイレの評価は非常に重要でありまして、このようにトイレの良否は、本当に観光で伸ばすためには、トイレの汚いこと、数が少ないことは致命的だと、このように思っております。せっかく立ち寄っていただきました入り込み客がっかりさせることになりまして、残った印象は、ここには来たくない、こういう思いになるのではないかと思っております。

そこでお伺いいたしますのは、第1番目は、この公衆トイレに対する基本的な考え方をお尋ねをしたい。2番目には、町内でだれでも使えるトイレ、所管課ごとのトイレの数ですね、所管課、担当課、どのぐらいのトイレの数を所管されているのか。それから、3番目には町内全体としてトイレの掃除に使っていただいております予算、組んでいただいております予算というのが、どのぐらいになっておるかなど。それから、4番目には24時間、特に利用できるトイレというのは非常に大変なわけですが、当然、加味された予算措置がされているのかどうか。5番目には観光振興ビジョンでは全くトイレについて触れられていないと。おもてなしの心というのが非常に重要な柱になっておりますけれども、この部分は全く触れられていないと、こう思っておりますけれども、触れられていない理由というのは、特にあるのかどうか。6番目には、今後の観光を意識したトイレの設置につきまして計画等がありましたらお尋ねをしておきたいと、このように考えております。

2番目の質問は、但馬空港の利用と割引制度の導入につきまして、お尋ねをいたします。私どもに要望が寄せられておりますのは、但馬コウノトリ航空を離発着する飛行機の利用についてですが、非常に空路が限定されていることで、私も十分な認識がなかったと、このように思っておりますが、大阪経由で東京への便が非常に利用価値があるということで、ぜひ、与謝野町でも考える時期に来ているとの要望であります。現在は1日2便ですが、大阪乗り継ぎで2時間30分、料金は片道3万5,000円ですが、多くの企画商品や割引運賃があり、2万7,000円、あるいは2万1,000円という料金もあるなど、特に、これが宿泊とセットに

なりますと非常に便利だと、このような説明を受けております。

京丹後市の場合、東京への片道4,000円が助成をされることになっています。ある農業団体の旅行パンフレットを見ますと、割引制度を利用した設定になっておりました。これは企画商品ですから往復で7,000円の助成であります。丹後一円で募集にもかかわらず、金額に差がつくことへの不満が出されているのであります。京丹後市の場合、償還助成ですから、利用は21年度で246件の申請があったとのこととあります。内訳はビジネスでの利用が一番多いと、こういうふう聞いております。日本政府は昨年、アメリカとの日米航空協定、航空交渉で、空の自由化につきまして合意をしました。これはオープンスカイと呼ばれる自由化で、このことで但馬空港について直接のメリットが直ちにあると、このようには思っておりませんが、この但馬空港から乗り、大阪や東京、羽田を起点にした航空会社が選択できるメリットがあると、このように考えられます。特に激安航空券というのが今、市販をされるようになってまいりまして、丹後でも、その利用は増加傾向にあると、このように聞いています。

もう一つ大きなメリットとしては、駐車場の利用がしやすいとの声であります。但馬空港利用促進協議会の加入ということではなく、京丹後市同様、この飛行機の利用助成制度の創設についてお伺いをいたします。今、国内空港、とりわけ地方航空は非常に厳しい環境にありますことは、各メディアで報じられているところでございますが、このため、この但馬空港でも東京への直行便の就航が大きな課題であるということで、利用促進協議会が結成をされまして、運動が進んでいることもあり、但馬空港の利用と割引助成制度について、ぜひご検討をいただく時期に来ているのではないかと、このように思っております。

第3点目の質問は、有害鳥獣駆除対策のあり方についてお伺いをいたします。この議会におきましても、きょうまで何度か質問が出ておりますけれども、国においても平成20年2月21日、全国的な課題として、鳥獣による農林水産業等にかかる被害防止のための特別措置法が施行されました。この特別措置法の第1条には、この法律は農産、漁村地域において、鳥獣により農林水産業等の被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の策定、及び、これに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための施策を総合的、かつ効果的に推進していく。もって農林水産業の発展に、あるいは農産、漁村地域の均衡に寄与すること、これを目的とする。このようになっております。この第4条の被害防止計画では、市町村は、その区域内で被害防止を総合的、かつ効果的に実施するため基本計画に即して単独で、または協働をして鳥獣により農林水産業にかかる被害を防止するための計画を定めることができるとなっております。

この特別措置法は、第1条から第20条までになっておりますが、これを受けまして与謝野町でも平成20年度に与謝野町鳥獣被害防止計画が立てられておりますが、まず、お伺いをいたしますのは、現在、町内にはイノシシ、シカ、これらが、どのくらい生息をしている。こういう推計になっておるのかな、なかなか数字はわかりにくいと思いますけれども、推計としては、どういう数字がはじかれておるのかなと、このことをお伺いをしますのと。21年度の捕獲の数ですね、これについてお願いをいたしたいと思っております。

2番目には、対策は捕獲が大と考えますが、この法律に基づけば、第9条の2では猟の免許等

の取得に対し、鳥獣被害対策実施隊を結成できることになっていますが、これについては、どのような議論になっておりますか、お伺いをします。

3番目には、町の計画では農産物の被害金額が、私、当初300万円と書いておりますが、読み違えておりました680万円と出されておりますが、町内においてイノシシ、シカの被害を考えるだけで二重、三重の防護処置をとらないと農作物が守れないと、このようになっております。この被害の推定が少し低過ぎるのではないかと、この被害防止にかかっている経費は大変大きなものだと思っておりますけれども、町の指導もあって、これまで緩衝帯の整備や電気柵、金網フェンス等の取り組みも、可能な限り取り組んできておりますけれども、現在では地区全体を包囲するようなフェンスが必要だと、こういうところも出てきております。

さらに現在の計画を補強し、助成の拡大が必要になってきております。第4番目には、わなの免許についても更新時の費用や、わなそのものの費用もありまして、現状では周囲から進められて取得をしたのだけれども、もうやめたいと、こういう声も、私どもも聞くわけでございます。この助成についても改善する必要があると思っておりますけれども、その計画がありますかどうか。

第5番目には、この特別措置法第10条には、捕獲をした鳥獣が適正に措置されるよう処理するための施設の充実、環境に悪影響を及ぼす恐れのない処理、その方法、その他、適切な処理についての指導、有効な利用方法等の措置を講ずるものとなっております。

町の現状は、環境にとりまして悪影響があり、環境汚染につながる処理の方法ではないかと、このように考えておりますが、計画では肥料化にするんだと、こういう方向が計画の中に示されておりますけれども、これは猟友会を初め、持ち込まれる方々にできるだけ負担がかからないことが必要であります。

最後に、最近ではトウガラシの成分でありますカプサイシン、あるいは視覚による忌避効果をねらったものや、オオカミの尿から検出した成分を使った忌避剤等が開発されていますが、町でも、これらの研究を積極的にお願いをしたいと、これまで先進地で研究されている先生の経験等をKYTで放映されたこともあります。なかなか難しかったり、実際に取り組まれている方は少ないと、このように聞いております。積極的に先進地の調査も含めて必要だと考えていますが、現在、時点での町の考え方をお願いをいたします。

第4点目の質問は、学童の自転車通学に潜む危険性とセーフィネットの指導について、お伺いをいたします。8月中旬の新聞やテレビによりますと、主要、大きな四つの地方の地方裁判所の交通事故専門の裁判官は、自転車事故は原則、歩行者に過失はないと、これは歩道と車道を区分した部分というのもございますけれども、そういう新基準を示したと、このように報じられております。この背景には自転車、対、歩行者の事故の増加によりまして、厳罰化で警鐘を鳴らしたものと、こういうふうに評価をされております。これまでの自転車は歩行者寄り、こういった存在から車に近い危険性を持つ、このようにとらえられた。特に自転車事故の背景には利用者の意識の低さがあると、このように強調をされています。この結果、自転車は車両と規定をされ、一たん事故が起きますと、これは非常に高額な賠償が課せられると、こういうことになりかねないし、そういう判決が出たケースも示されております。

それと、もう1点は、第一当事者となった場合、13歳前後から賠償責任を負うとの判断が示

されていることでもあります。このような不幸なことになったり、生涯、その責めを負うようなことになってはなりません。現状が、どのようになっているのかと自転車屋さんに聞きますと、新車から1年は自転車屋さんのサービスとしてTSマークと、これを張りまして、これに保険がついているということですが、2年目以降は、その自転車を整備をして、そして保険に入っただけということになるんですが、非常に反応が鈍いと、こういうふう聞いておられて、現在の社会は保険でカバーできるように、ほとんどかなっておりますけれども、なかなか実情が理解できていない面もあります。こうしたことが全部に行き渡っているとも思えません。

中学校は通学用自転車はどうしても必要で、学校の指定しています。安全確保に向けての指導も十分されていることは理解しておりますけれども、自動車の自賠責保険のようなセーフティネットは不十分との実情も、これも事実でございます。これまで中学校入学時にヘルメットが贈られ、学校でも交通教室のような取り組みがされておると、このような認識はいたしておりますが、父兄にも転ばぬ先のつえとして一定の説明と、自転車も凶器になり得るとの、利用する生徒に意識の高揚を図る必要があると思っておりますが、現状についてはどのように認識をされ、指導をされているのか、この点について。前3点を町長に、あと1点を教育長にお尋ねをして、私の質問を終わります。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

勢旗議員、ご質問の一番目、気持ちよく使える公衆トイレと観光振興について、お答えいたします。

1点目の基本的な考え方ですが、議員、ご指摘のとおり近年は高速道路のサービスエリアのトイレ改修が急速に進んでおられて、本当にきれいに整備されております。このことは利用者を意識した各高速道路会社ももてなしとして投資された結果であるというふうに認識いたしております。

次に、2点目の、町内でだれでも使えるトイレの所管課ごとの数でございますが、建設、商工観光の2課と、教育委員会が所管しており、建設課が岩滝地区内に9カ所の都市公園トイレとサイクリングロードとなっております。ちりめん街道に2カ所、そして、与謝ロードパークの計12カ所でございます。また、商工観光課は岩滝地域内に2カ所の観光トイレと道の駅の屋外トイレを加えた3カ所となっております。なお、商工観光課が所管いたします加悦総合公園や野田川森林公園、大内峠一字観公園などの公園施設やクアハウス岩滝の駐車場にも屋外トイレがございますが、これらにつきましては各施設に附属するものであるため、公衆トイレとしてはカウントしてはおりませんが、これらを含めると17カ所となります。教育委員会所管の公衆トイレは四つのグラウンドに計7カ所ございます。次に、3点目の町全体でのトイレ清掃の年間予算はでございますが、平成21年度の決算では総額で約270万円でございます。今年度の予算もほぼ同額となっております。ただし、道の駅の屋外トイレ清掃委託につきましては観光案内業務と一本で契約しておりますので、費用を案分しておりますし、先ほど申し上げました商工観光課所管の公園施設等の14カ所につきましても直営や指定管理、あるいは地元に対して、本体の公園施設等の一部として清掃管理をお世話になっており、屋外トイレにかかる経費を明確に算出する

ことが難しいものもございますので、これらは総額には含めておりません。

次に、4点目の24時間使用可能なトイレの清掃にかかる予算措置でございますが、特には配慮しておりません。通常の清掃業務に加えて汚れ等が発生した場合は臨機応援に対応する体制を整えていただいております。

次に、5点目の観光振興ビジョンで触れていない理由があるかでございますが、策定段階でも観光用公衆トイレの充実は議論されておりますが、当町の公衆トイレの環境は特に問題はないというふうに考えられ、あえて整備につきましては、記述されなかったものと理解しております。

最後に6点目の今後の観光を意識したトイレの計画はでございますが、当町の公衆トイレの配置状況は、かなり充実しているものと認識しておりますが、今後、数をふやすことは考えておりませんが、議員、ご指摘のとおり清潔なトイレは大変重要だと考えております。現在でも、それぞれのトイレの清掃につきましては、各施設管理者や委託業者等が現場の実情に即して清掃をしていただいておりますが、清掃はもとより清潔感があふれるトイレの維持のため、利用者に一層の協力を求めるとともに老朽化した屋外トイレにつきましては、適宜計画的な修繕や改修を進めていきたいというふうに考えております。

ご質問の2番目、但馬空港の利用と割引制度の導入を問うについてお答えいたします。但馬空港を利用して、但馬から大阪、伊丹間の大人普通運賃は1万2,400円となっております。そこで但馬空港利用に対する助成制度については但馬地域の市、町で3,000円から6,000円程度の額を設けられていますし、但馬空港推進協議会も2,500円の助成制度を設けていますので、合わせますと5,500円から8,500円の助成が受けられるようでございます。また、京丹後市については、隣の豊岡市と総合交流の中で飛行機も公共交通との位置づけで、平成21年度からは助成制度が設けられ、1件当たり4,000円で246件の助成実績があったと伺っております。しかし、ビジネス利用が多いかどうかについては、助成時に利用区分がないため把握ができていないとのことでございます。

なお、但馬空港利用促進協議会などでは、東京直行便実現のために、現在の但馬から大阪、伊丹便の利用実績、これは平成21年度の見込み搭乗率61.1%を積み重ね、豊岡市を初め但馬、丹後地域の潜在的な航空需要を目に見えた形にするために、年間搭乗率を70%にする目標を掲げて、コウノトリ但馬空港利用促進大作戦、ターゲット70を展開されております。

さて、本町では現在、地域公共交通として北近畿丹後鉄道、丹後海陸交通、それから町営のコミュニティバスひまわりがございまして、この三つの公共交通機関は、いずれも大変厳しい運行状況でございます。まず、KTRにおいては直近の決算でも7億円を超える赤字を出しており、京都府からも地元の利用が少ない、地元はどのように考えているのかとご指摘を受けているところでございまして、本町からは2,900万円を超える補助金の支援をしているところでございまして、また、丹後海陸交通の路線バスにおいても、本町から2,500万円を超える補助支援をしており、さらに町民の皆様からの強い要望で平成21年3月から運行を開始しました町営バスにつきましては1,100万円の運行委託料の支払いをしており、これら地域公共交通にかかる費用は6,500万円を超える状況となっているところでございまして、

しかし、これら既存の地域公共交通機関の利用は高校生の通学や高齢者の通院、買い物など、特に生活に身近で必要不可欠なものであるというふうに認識しております。本町内で飛行機の利

用や、それに伴う助成制度の要望が、どれぐらいあるのかは不明でございますが、生活に欠かせない現状の地域公共交通への支援を優先していきたいというふうに考えておりました、勢旗議員のご提案の飛行機利用の助成制度を設ける考えは現在のところございませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、ご質問の3番目の有害鳥獣駆除対策のあり方について、お答えいたします。平成20年2月に鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律が施行され、当町も、これを受けまして20年度に与謝野町鳥獣被害防止計画を立てたところでございます。

1点目の平成21年度の捕獲実績につきましてはイノシシ266頭、これ内訳を申し上げますと有害駆除が212頭、それから、猟期の54頭で、合わせて266頭でございます。シカは457頭、有害駆除の分につきましては277頭、猟期が180頭となっております。年々、被害の増加が見られ、農林作物被害だけではなく家屋周辺や生活道路等への出没も見られ、生活環境にも影響を及ぼしている、そういう現状でございます。イノシシ、シカの生息数につきましては、調査を行っておりませんので、根拠のある数字を申し上げることができませんが、合わせて年間723頭の捕獲を行っても被害が減っていないことから、自然に増加する頭数程度を捕獲していると算定いたしますと、自然増加率を20%と仮定した場合、生息数は捕獲数の5倍に当たるイノシシ1,330頭、シカ2,285頭と推定できるのではないかと考えております。

2点目の銃免許の取得促進、鳥獣被害対策実施隊の結成についてお答えいたします。鳥獣による農林水産業等にかかる被害防止のための特別措置に関する法律では、市町村では被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置、その他の被害防止施策を適切に実施するため市町村長が指名、または任命した鳥獣被害対策実施隊を設置できるとされておりますが、具体的な設置要件等、詳細が示されておられませんので判断できませんが、これに該当させるには、かなりハードルが高いものと思われまます。また、既存の猟友会が一定の役割を果てしていただいておりますので、二つの組織を共存させて複雑な責任に分散させるより行政と猟友会、そして、地域が一体となって取り組むことが最善の方法であるというふうに考えておりました、現在のところ新たに被害対策実施隊を設置するという事は考えておりません。

3点目の町の被害防止計画の被害額の現状が水稻で300万円、水稻以外で380万円と上がっておりますが、これ低過ぎないかという点でございますが、被害額の想定は非常に難しく町に寄せられました被害情報をもとに職員が合併前からの経験値で上げたもので、実際には町に寄せられなかった被害が多くあるのではないかと考えております。

そこで、もう少し実態を把握する必要があるというふうに考えまして、今年度は初めて各農事組合に協力を依頼し、現在、農林作物以外の調査を実施しているところでございますが、調査には限界がございますので、実情に合った被害額の算出は、あくまで想定される範囲にとどまっていることをご理解いただきたいというふうに存じます。

また、防護柵の設置や助成の拡大につきましては、毎年11月に翌年度の防護柵設置にかかる地元要望を取りまとめ、新年度予算編成に反映させており、現在のところ厳しい予算の中にあっても、要望どおりの額を確保させていただいているというふうに思っております。合併当時、有害鳥獣対策予算は約460万円でしたが、今年度は2,000万円を超える予算で対応し

ており、補助率につきましても合併当時は電気柵やネットの材料費に対しまして、一律60%の補助としておりましたが、現在ではフェンス、金網などの材料費が高いものに対しましては70%まで引き上げを行っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

4点目のわな猟免許の必要に対する助成につきましても、合併前から新規の免許取得経費に対しまして、一人2万円の補助制度を継続しておりましたが、取得後の継続費用が高くつくといった実情から、さらに充実した支援を行うため、本年度から有害鳥獣駆除員がわなを購入される経費に対し、新たに一定の補助制度を設け、支援をできるよう改善しておりますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

5点目の、捕獲した鳥獣の措置と環境への悪影響について肥料化のご提案がございますが、以前にシカの肥料化について検討した経過がございますが、シカの狂牛病、いわゆるBSEに当たりますプリオン病発症の危険性から、肉骨粉について肥料化を行うのは難しいというふうに伺っております。また、イノシシにつきましても、肥料化の検討は行っておりませんが、個体の一定供給、解体施設の整備運営、品質管理面等、肥料化することには大変多くの課題があり、難しいのではないかとこのように考えております。

6点目の駆除につきましても、効果的な駆除を行う取り組みとして、昨年度、町独自の猟友会と地域が協働して広域捕獲事業を3回、丹後管内の猟友会と連携した広域捕獲事業を1回、また、本年度にも4月4日に兵庫県と連携して広域捕獲事業を行っております。このような取り組みを通じて広域的な連携の強化と駆除効果の増大を図っておりますが、猟犬を伴った広域捕獲事業の効果が高いという検証結果となっておりますので、今後、猟友会と調整を行いながら猟犬の導入について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、忌避についてのお尋ねでございますが、青い光を発するものや、あるいは獣の嫌います、そうしたにおいなど、設置直後は警戒し、近寄らないが、すぐに危険なものではないと認知してしまいまして、効果が薄れてしまうという、そういった研究発表をお聞きしているところでございます。先進地視察につきましても、島根県大田市にあります独立行政法人農業食品技術総合研究機構、近畿・中国・四国農業研究センターへの視察や同機構の職員等を講師にお招きし、元気館やワークパルを会場に農業者等を対象としました研修会を実施するなど、積極的に研修を重ねているところでございますが、今後とも先進地の視察研修を行い、取得した技術等を当町でも新しい取り組みとして生かしていきたいというふうに考えております。

以上で、勢旗議員への私からの答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 勢旗議員の私へのご質問にお答えいたします。まず、細かいことでございますけれども、学童の自転車通学と仰せになってはおりますけれども、学童といいますが小学生のことを指しますので、本町につきましても小学生では、加悦小学校区の加悦奥の一部の地域が自転車通学ということになっております。質問は、いわゆる児童・生徒の自転車通学ということですので、それにのっとって答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の自転車が加害者となる事故が全国的に、特に都会において多発しております。本町の児童・生徒の自転車による事故も少なくありませんが、幸いにいたしまして現在のところ加害者としての大きな事故はありません。しかし、全国では特に歩行者との事故で、自転車側への

高額賠償判決例が相次いでいるようですが、反面、損害保険会社においては加入者が少なくなり、自転車総合保険の販売を中止している会社もあるようでございます。議員、仰せのとおり、現在、警察庁所管の日本交通管理技術協会が公布する保険がありまして、自転車店で購入時や点検整備のときに手数料1,000円から2,000円程度で対人で最高2,000万円を保障する保険制度があります。TSマーク保険と呼ばれていますが、昨年度、このTSマークを自転車に張った交付枚数は全国の自転車保有台数の約2%にとどまっているようです。その原因は、その保険の保障期間が1年単位で、自転車購入時の翌年から毎年、車両点検が義務づけられておりまして、費用がかかるということ。それと保険のPR不足もあると言われております。

さて、本町の学校の自転車に関しての指導状況といたしましては、中学生では1年生で宮津警察署による交通教室や小学校は交通安全教室を全校で行っており、いわゆる安全指導を徹底しています。学校での指導も大事かと思いますが、交通に関しましては、やはり地域や家庭での子供たちの指導が大切ではないかと思っております。子供たちが危険運転などをしていれば、ぜひ、その場で注意をしていただければと思っている次第でございます。

自転車によります加害責任での、その賠償保険につきましては、現在、保護者への啓発は行っておりません。保険の勧誘は基本的に保護者の判断かと思えます。こういった制度があることをご存じない方もおられますので、今後につきましては、入学説明会などで事故に対する賠償責任についてや、保険の紹介などを説明するように指示していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それぞれ答弁をいただきました。

まず、町長のほうからですね、トイレの関係で答弁をいただきまして、私は、これそれぞれ、どういいますか、答弁のとおりだと、このように思っているんですが、やはり24時間のトイレについては、多少やはり、私は検討していただく余地があるのではないかなと、現在の予算措置の取り方といえますか、そういう点で、これが非常にやはり24時間開放のところは、私は問題があるのではないかなと。ちなみに商工観光課が所管をしていらっしゃる道の駅につきましても、昨年10月以降ですね、大規模な改修をされましたけれども、しかし、現状はどういうふうになっておるかとお申しますと、必ずしも課長が考えていらっしゃるのとおり、初期の目的に達しているのかなと、こういうふうに、修理そのものはできたわけですが、そういうふうにも考えておりまして、ぜひ24時間というところは、やはり小まめなことが必要だなということと。もう一つは高速の道路なんかは、いつ掃除したということが書き出してあるわけですが、ああいふことも一つ考えていただくときに来ているのではないかなと、このように思っておりますので、そういったことで、一つのトイレの、せっかく与謝野町に来ていただいた方が本当に、これはきばって与謝野町のPRをしてもらって、気持ちのいい町だなと、そういうふうに思っただけのように、ぜひお願いをしておきたいと、このように思っております。

それから、但馬空港につきましては、町長のおっしゃる現在の地域交通に町が割いております予算、これは膨大なものがあるわけですが、例えば、KTRの話がございましたが、KTRは、そら豊岡市だけですね、これは兵庫県側の側にも負担をしていただいております。私ども、そう思っておりますので、私は、そういうことはお互いにあるのではないかなと、しかし、一つの時代と

いうものが、そういう部分も検討せんなんということになっているのではないかなと、このように思っておりますので、申し上げておきたいと思っております。

それから、次に猟友会、猟の関係でございますが、先ほど、お話の中に、私のほうが提案をしたということで、肥料化の話がございました。しかし、これは私が提案したということに、現在の、この町の計画の中に、これは上げられておるわけですので、これはぜひ、これが町長のお話では、これは無理だということのようですけれども、ぜひ町の計画に入っているということなので、お尋ねをしたと。どういうことになっているのかなということを受けとめて、お願いをしておきたいと思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員、一問一答でやるということでありますので。

1 5 番（勢旗 毅） 失礼しました。どうも。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1点目の24時間使えるトイレの件でございますけれども、町内のトイレ、すべて24時間対応をできるトイレでございます。その清掃にかかる部分で、なかなかこちらの思うとおりにいっていないご指摘を受けるようなトイレもございます。予算措置は行っておりますけれども、実際に担っていただく方がおられないというか、適切な方がおられないといえますのは、今までしていただいた方が高齢になられておまして、高い所の清掃だとか、そういうことが非常に無理だとか、あるいはトイレそのものが、クモの巣あたりが上のほうに張っておまして、それを取るにしても、建物の壁の表面がざらざらしたようなところでは、なかなかしても、それと長年、しみついた汚れというものが、なかなか取れないというふうなこともございまして、なかなか思ったようにいっていないと。その都度、それらにつきましては建設課、あるいは所管の課で対応をしてやっていただいておりますけれども、確かにきれいな、清潔なトイレというのも大事ですし、それなりに目配りをするということは大事ですけれども、やはり使っていただく方のマナーにつきましても、やはりもう少し家のトイレと同じように気をつけていただけたらなという、そうした思いもございます。

それから、但馬空港の件につきましては、非常に今、町の状況の中でも公共交通地域の密着した、そうしたものにつきまして今、力を入れてやっているところでございますし、それらにつきましても、なかなかまだ、財政的にも厳しい状況でございますので、今後に向けての一つの課題ということでとらえていただけたらというふうに思います。

それから、もう1点ございました。与謝野町鳥獣被害防止計画の中に肥料化ということでございますけれども、今後につきまして、検討していくということで、ご理解いただけたらと思います。確かに書いてはございますけれども、現実の中では非常に取り組む中身としては、いろいろな状況がございまして、今後についても研究、検討していきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 失礼いたしました。

それでは、もう少し現在の有害鳥獣のことについてお伺いをおきたいと思っております。私も数日前に香河地域へ出向きまして、ここの状況を見せていただいていたわけですけれども、昨年21年度、非常に農林課のほうではきばっていただきまして、当初予定、緩衝帯にしても1キロを3キロまでに伸ばしていただいたと、こういうことで地元も非常に町のほうでは頑張っ

ていただいておりますなど、こういう話でございましたが、しかし、ある区切りを小さくして事業を進めても、なかなか効果が上がらないということもございまして、できるだけやっぱり一定の区域は、どうしてもやらんなん、こういうことでよろしくお願いをしたいと思っております。

特に地域全体を金網で囲わんなん、あるいは緩衝帯つくっても、すぐまた、草が伸びるわけでもございまして、そうしたところについても十分ご検討をいただいて、何とか地域の人が安心して暮らせる、こういうことに援助をお願いしたいと思っております。

それから、被害のことでございますが、被害の金額もさることながら、もうあきらめてつくっていない人が多いですね、畑ものなんかは、これはとても無理だと、こういった面積も相当あるということでご認識をいただきたいと思っております。

それから、先ほどの鳥獣害対策実施隊のことなんですが、これが、いわゆる特別措置法では第9条の2項で第一番目に、その鳥獣実施隊というものは、その第一番目には、次のものをもって充てるというのですが、市町村長が市町村職員の中から指名をするものと、こういうことになっておまして、その点、2番目には被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組もうというふうなことで幾つか要件があるわけですが、私はお尋ねをしたかったのは、いわゆるどの程度、話が進んでいますかといひますのは、国は、その市町村の職員に、これを組み込むと、こういうことになっておるんで、そのところが、どういう話になっているのかな。例えば、今、町の中でも銃の免許を持っていらっしゃる方も何人かございますし、また、わなの免許を持っていらっしゃる方もあるんですが、例えば、この自治体になりますと、狩猟税なんかは、これはもう免除すると、こういう仕組みにもなっておると、こういうふうに理解をしておりますし、ひとつこれは猟友会に一本化をすること自体、国のほうは猟友会とあわせて、そういう実施隊というのは必要なんだと、こういうふうな考えではないかなと、こういうふうに思っておりますので、ぜひこういうことについて、もう一度、ご検討をいただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 緩衝帯の件、地域ごとにとというようなご意見でございます。それぞれ町政懇談会にまわらしていただきましても、非常に、この件につきましては悲痛なご意見やご要望がたくさんございました。そうした意味で、今まで以上に、やはり地域の方たちと連携をしながら、その地域に合ったいい方法を、やはり選択していくと、充実させていくということが必要ではないかなというふうに思っておりますし、確かに被害が、もうこんなんではやめたという方が本当にできてきますと、放置されますと、また、それが一つの大きな新たな問題が起こってくるというふうに思いますので、地域の方たちと十分協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、先ほどおっしゃいました被害対策実施隊ということにつきまして、町の職員も銃の免許を持っている者は猟友会に所属しております。そうした中で行政と猟友会と、そして地域ということで、今、頑張って、そうした形での進めをしておりますので、国でいいます、そうした二つの組織を共存させるよりも、地域に、我々の地域の実態に合った形で進めていくのがいい方法ではないかというふうに今は考えております。具体的に、もう少しの説明が必要であれば、農林課長のほうからでもお答えさせていただきますけれども、町としましては、現在のところ

ろ、そうした新たな自治体をつくってというところまでは考えておりません。以上でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） この有害鳥獣駆除の問題は、もう有吉議員を初めとして多くの議員さんが、きょうまでにやられてまいりまして、地域でも、そのごとに被害がふえておるという状態でございます。地域全体を、先ほど申しましたように、金網フェンスで囲わなったら、これは暮らしができんなど、こういう実態にもなっておりますので、私は、このことを中心に据えながら、これからの施策に取り組んでいただくために、町長が本部長になって、この対策を、私は進めていただく必要があるのではないかなと思っております。

もう1点、要望をしておきますのは、先ほどの実施隊の関係ですけれども、それによって、例えば狩猟税が免除になるなら、私は、それも一つの考え方ではないかなと思っておりますので、この二つについて要望をしておきたいと思っております。

それから、教育長に、いわゆる自転車通学におけます事故の関係についてお尋ねをいたしました。それで教育長のほうから一定の答弁をいただきまして、やはり学校も大事なんですが、地域も、あるいは家庭も、指導というのが日常的には大事だと、こういうふうにお聞きをしたわけですが、ぜひお願いしたいのは、そういう情報を今、個人賠償責任保険が、いろいろなものについておるとい時代もございまして、そうしたことの中で、仮にTSマークにかかわらず、それがカバーできればいいわけでございますので、そういう情報提供を、私は父兄に、学校からしていただく必要があるのではないかなと、こういうふうに思っておりますが、そのところは教育長どうでしょうか。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。確かに情報提供はしていく必要はあると、そのように考えております。

自転車の総合保険制度を今から15年ほど前、これは非常に保険の会社のほうも力を入れておりまして、多くの方が加入されておりました。総合保険でございますので、自転車の事故だけではないに、いろいろなことにも適用されまして、例えば、学校の大きなガラスを割ったと、そういうものにつきましても、その保険で賠償できるというような、そんなものでございます。

ところが最近、ちょっと先ほど申し上げましたとおり、加入者が少ないもので、販売を中止している会社が多いようです。しかしながら、ダイレクトメール等で保険の加入を実施しているようです。先ほど言いましたように、自転車事故ではありませんけれども、その他、過失によって高額なものを弁償しなければならないというようなやつに適用されている例は、まだあるようでございます。いずれにしても、それらにつきまして、先ほど答弁いたしましたように、賠償責任が伴うんだぞということと。それから、保険制度については紹介をしていきたいと、そのように思っております。

しかしながら、学校でございますので、何よりも安全運転ということの指導を徹底していきたいと思っております。議員も仰せになられておりましたように、自転車も、これは道交法の適用される軽車両であるということを、まず、認識させる必要があると、こう思っております。その上で安全運転の指導を徹底していきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど要望がございました中で、補助という話がございました。私ちょっと認識不足のところがあるので、国の補助を受けて、また、町も、その補助を出して、わなだけではなしに、銃のほうに対してもやっぺいこうという今、考え方を持っておりますので、ちょっと補足するところがあったら農林課長のほうから、その点について説明をさせたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） それでは、補足をさせていただきます。勢旗議員ご質問の、香河地区を例にご質問でございましたが、緩衝帯の関係を、まず1点、補足させていただきますと、緩衝帯の整備につきましては、昨年、各地区に要望を募りまして、それをもとに計画的にやっぺいこうということでスタートをしております。それに伴いまして、要望の量を把握しましたところ、町内でも20数件の地区から大変長い延長のご要望がございました中で、まず、21年度については香河地区と、それから、岩屋地区の一部について、まず、実施をさせていただきました。その中で、補助を受けて行いますので、やはり農地に面するところしか、なかなか実施することができないということから、香河でいいますと全地区がほとんど農地に沿ってできたにもかかわらず家屋の裏側について、できていないので、そこがつながらないかというようなご要望が町政懇談会でもあったところでございます。しかし、20数地区、まだ、待っておられる地区がございましたので、これについては、この事業で引き続きやらせていただくというお返事は、実はさせていただいていない。できれば地域の手で何とかやっぺいいただきたいということを申し上げている経過でございます。

それから、実施隊につきまして、ご質問でございましたが、現在の状況としましては、猟友会と地域の皆さんと町とが一緒になって対策を講じている現状にあります。これが、私どもとしましては一番効果の上がるやり方だというふうに思っております。

ただ、何をやるにも予算が必要になってまいりますので、そのところの予算の充実というものを行政として、これからも考えていかなければならない点があるだろうというふうに考えておりまして、例えば、先ほどもご質問にございましたが、わなの免許を取得後の継続ができるような支援、あるいは銃保持者の新しい方の支援、それから、その銃につきましても継続してお世話になれるような支援、これらについては、ご指摘のとおりだというふうに思っておりますので、予算、補助制度を充実しながら、わな猟、銃猟の方々に対して支援させていただくことで有害鳥獣対策の充実を図っていくようにしていきたいというように、今まさに、それらに取り組みをさせていただいているところでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、もう1点だけ要望して終わりにしたいと思っております。

先ほど来、申し上げておりますように、この有害鳥獣駆除で、それぞれの個体が、獲物がとれたということなんです、この処分ですね、これがやっぱり私は現状では非常に不十分だと、こういうふうに思っております、ぜひ次の、今年度で今の計画は終わるわけですので、だと思っておりますので、次の中では、このことをきっちりと、私は処理できるようなといいますか、処分を埋設なら埋設でもいいですが、どこがやっぱりきっちと、ここに埋設するんだと、こういう指導をお願いをして、また、そのことが、いわゆるそれぞれの免許を持っぺいしゃる方に負

担にならないような格好で、ぜひともひとつお考えをいただきたい。このことを要望いたしまして、終わりにします。終わります。

議 長（井田義之） 答弁はよろしいか。

1 5 番（勢旗 毅） よろしいです。

議 長（井田義之） これで勢旗毅議員の一般質問を終わります。

1 0 時 5 0 分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時50分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、私は事前通告に基づき一般質問を行います。

第1点目は、現在の地方自治体のあり方を変えてしまうような地域主権改革関連法案について。第2点目は、町営バスひまわり号の改善充実に向けての質問です。

質問に入る前に質問内容を深める立場から民主党政権の地域主権改革に関する、私の意見などを述べておきたいと思います。

民主党政権の菅内閣は6月22日、地域主権戦略大綱を閣議決定しました。地域主権関連法案が十分に審議もなされずに参議院で採決を強行したものの、衆議院で継続審議となり、法律が成立していないにもかかわらず、戦略大綱を決定したことは、国会審議をないがしろにする暴挙といえます。この戦略大綱は、第一に施設運営の最低基準の義務づけ、枠づけの見直しについて、自公政権がかつてルールを引いた地方分権改革推進委員会の勧告を民主党政権がスピード感を持って実施したことを自画自賛した上で、さらに推進するとしています。しかし、地域主権改革を口実に保育所など、福祉施設の施設運営基準や公営住宅の整備、僻地教育の実施等にかかわる国の責任を縮小し、地方自治体任せに変えることへの懸念と批判が広がっていることは周知のとおりであります。

第2に、基礎自治体への権限委譲について、市町村合併と条例による事務処理特例制度の活用によって、さらに推進するとしています。とりわけ3, 232から1, 727へと統合した市町村合併の結果、地域の疲弊、公共サービスの低下、住民自治の空洞化が進んだことへの反省は棚上げにされ、行政規模や能力の拡充が図られ、地域の将来を見据えたさまざまな特色のある取り組みが行われ、行政運営の効率化の取り組みも進められているなどと、バラ色の評価をしていることでもあります。

民主党政権は総選挙直前に当面700から800程度に集約し、最終的には300程度の基礎自治体という政策を掲げましたが、基礎自治体への権限委譲をてこに、市町村合併を事実上、強要するものであります。しかも財界が究極の行政改革として実行を迫っている道州制について、その要望にこたえ、検討することを明言していることは断じて容認できません。

第3に、国の出先機関を原則廃止するとしたことについて、現在、国の機関が実施している生存権、教育権、勤労権などにかかわり、国民生活の最低限保障であるナショナルミニマムを乱暴に破壊するものであり、現在でも深刻な地域間格差をさらに広げるものになってしまいます。

第4に、補助金の一括交付金について、公共事業だけでなく国が水準と財源を保障して実施に責任を持つべき社会保障や義務教育関係費まで対象に広げ、できるだけ大ぐくりして2011年度より順次、実施するとしています。しかも、地方税財源の充実について三位一体改革で5.1兆円削減した地方交付税のうち、2010年度予算でわずか1.1兆円を復元したことをもって、一般財源の総額を充実、確保したと自画自賛しています。これでは国庫補助金の一般財源化と地方交付税の削減で福祉を後退させた三位一体改革の再現になりかねません。しかも、今後の課題と進め方として、地方税財源の確保を口実に消費税、大幅引き上げをすると、こういうねらいを明らかにしていることであります。

第5に、地方政府基本の制定を目指すとして、自治体の長と議会の二元代表制について、地域主権改革を進めるために多様な住民意思を反映した議会の権限を形骸化し、首長の権限を拡大する組織形態を検討するとしています。これは大阪の橋下知事や名古屋の河村市長、阿久根市の市長のように独裁的な行政を生み出す危険な方向と言わねばなりません。

以上のように地方主権戦略大綱は、自公政権がルールを引いた新自由主義に基づく構造改革の総仕上げとして、この国の形を一層大企業本位の政治に推進する仕組みへと変えるものと考えています。しかし、構造改革によって国民、住民の暮らしと地域が危機に直面してきているときだからこそ、貧困をなくし、格差を是正するために憲法に基づく、国がすべての国民に生存権などを保障するとともに地方自治体が住民自治を生かして地域に適切な形で実施できるような行財政の仕組みへと改善することが求められているのではないのでしょうか。

それでは、第1点目の地域主権改革の質問に入ります。地域主権改革関連法案は、保育所や児童養護施設、知的障害児施設など、施設の最低水準をなくし、地方の条例に委任することにしてあります。しかし、施設運営のための最低基準には子供たちが健やかに発達できる環境を国が保障し、その水準は時代とともに引き上げることが明記されています。現在、世界と比べて極めて低い水準にあるとはいえ、国の財政補償の基準となるなど、重要な役割を果たしており、絶対になくしてはならないものであります。しかも、都道府県の条例の基準となる厚生労働省例が現在の最低基準よりも下がるのか、上がるのか、同一なのか、国民にも国会にも内容を明らかにしていないのであります。これでは国の責任を果たすことはできないと考えています。この法案は、地域のことは地域の住民が責任を持って決めるという地域主権改革の名のもとに、福祉や教育におけるナショナルミニマムを保障する国の責務を放棄するものになっていると思いますが、町としての認識を伺いたいと思います。

次に、第2点目の町営バスの一層の改善充実に向けた質問に入ります。与謝野町の町営バスひまわり号が運行され、住民、とりわけお年寄りの皆さんの利用者から大変多く喜ばれています。この反面、コミュニティバスひまわり号が運行していない地域のお年寄りの皆さんからは、私の地域にもぜひ回ってほしい、こうした意見や、さまざまなたくさんの要望が寄せられています。また、京都市に行くときの便も検討してほしいと、こういう声も聞いています。もちろん今後一層の改善が求められていると考えています。

隣の京丹後市では、既に200円バスが運行し好評を得ており、宮津市でも再選された市長のマニフェストの中で200円バスが掲げられ、府北部、丹後地域も地域公共バスが大きな役割を發揮しつつあります。しかし、次のような課題があり、町として、どのように考えておられるの

か、お尋ねしておきたいと思います。

一つ目は、子供であれ、お年寄りであれ、すべての住民に与えられた基本的人権でもある交通減という問題や、国民生活の最低限保障であるナショナルミニマムという考え方を、どう判断されているのか、改めて伺いたいと思います。

二つ目、与謝野町エリア内では町営バスひまわり号と丹海バスの料金が異なっています。この現状を、どう考えているのか。

三つ目は、現在の状況のもとで与謝野町、宮津間ですね、与謝野町と京丹後市の移動の際も料金が異なるなど、課題が山積していると考えています。

四つ目の質問は、これらの丹後地域での課題の解消に向け、今後、どのような見解を持っておられるのか、伺いたいと思います。また、この課題の解消克服は過疎、高齢地域社会に対応した将来を見据えて近隣市町との協議を進め、与謝野町内はもとより丹後全体で200円バスを実現してこそ可能ではないのでしょうか。

以上で、私の第1回目の質問といたします。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 伊藤議員、ご質問の一番目、地方主権改革など関連法案について、お答えをいたします。地域主権戦略大綱は、平成22年6月22日に閣議決定され、その意義として地域主権改革は明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換する改革である。国と地方公共団体の関係を国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が地域の住民としてみずからの暮らす地域のあり方についてみずから考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて改革を推進していかなければならないというふうにされております。これは確かに地方の自由度の拡大、自主性、自立性の高まり、国民主権をうたっており、まさに今までの中央集権国家からの脱却であるように思われます。

しかし、その中身が明確でない状況の中で、今、私が申し上げるのも非常に難しいのですが、仮に国家が地方に押しつけて権限委譲をしようとするのであれば、これは大きな間違いであり、国民にとって、どこが、その権限と財源を持って事務に当たることが最もよいのかを見きわめなければならぬというふうに考えております。議員がご心配されますように、福祉や教育におけるナショナルミニマムは、権限委譲がなされれば、そこに力を入れる自治体と、そうでない自治体とができて、国民全体で見たときにサービスに格差が生じてくるおそれがあるというふうに考えられます。これは国民の権利に及ぶことでございますので、国としての最低限の保障は必須であるというふうに考えているところでございます。

このようなことも含め、大綱の改革の行程では地域主権戦略会議及び国と地方の協議の場を法制化することとされておりますので、地方の声としてノーはノー、イエスはイエスと、国へ発言していかなければならないというふうに考えております。なお、道州制についてのご指摘もございましたけれども、先日の新聞報道で動き出す関西広域連合と題されて連載されましたが、広域連合が道州制に移行するのではという、そうした警戒感から山田知事は、個性を生かした連合体が重要とし、都道府県を廃止する道州制には否定的な意見を述べられております。道州制は国民

を巻き込んだ議論が何らなされていない状況であり、今後の国のあり方、地方のあり方を根幹から揺るがすような大きな問題でもございますので、拙速な議論ではなく、時間をかけた議論が必要でございます。議論に当たっては関係法案の情報開示、議論経過の公表を行い、だれもが理解できる内容で進めていく必要があるというふうに考えております。

次に、2番目の町営バスの一層の改善、充実をについてお答えいたします。まず、1点目の交通権、ナショナルミニマムの考え方をどのように判断しているかにつきましては、交通機関によって自由に移動する権利を国によって最低限保障することと理解しております。全国的にそうですけれども、これまでバス交通は民間事業者によって確保されることが基本であり、住民は、それを利用することで移動するというところでございました。しかし、近年は利用者の減少により採算がとれず、民間事業者のみでバス交通を維持、確保することは困難な状況となったことから、国、府、沿線自治体といった行政による支援で移動手段が確保されてきたところでございます。

しかしながら、広域市町村間を結ぶ幹線のみが国の支援対象になっており、幹線から外れた地域は公共交通の維持が難しく、そのため公共交通が利用しにくい、交通不便地区となってしまいます。そうした地区では民間事業者は当然、バスの運行をしておりませんので、何らかの方法で移動手段の提供が望まれてきたところでございます。

平成20年から運行いたしております町営のコミュニティバスひまわりは、まさに、このような交通不便地区を解消し、日常生活に必要な移動手段を提供するもので、私といたしましては、最低限の移動を保障するということを実践しているものというふうに考えております。現在、国では最低限の生活を営むために必要な移動権を保障する交通基本法の制定に向けて検討が進められ、また、同時に法の目的を達成するための関連施策についても検討が進められているというふうに聞いております。

本町のような過疎化、少子化、高齢化の、他方の地方の町におきましては、行政の支援がなければバス交通の維持すらできない状況であり、国の支援施策を十分活用しながら府とも強調して、引き続き地域の移動手段の確保に全力を挙げたいというふうに考えております。

次に、2点目の町営バスと丹海バスの料金体系の相違につきまして、本町の公共交通体系の基本的な考え方を申し上げます。町内を横断します加悦から岩滝へのバス路線や近隣市町への路線を幹線と位置づけ、一層の利便性の向上を図ることとし、幹線から離れた地区へは幹線につなぐ支線として町営バスによりカバーすることを方針としております。幹線につきましては、丹海バスに担っていただいております。乗車距離に応じた距離制運賃となっております。しかし、後から路線を開設した町営バスにつきましては、一乗車200円という、そうした均一性運賃としております。これは200円というわかりやすい運賃にすることで、多くの方にご利用いただくとしたもので、また、金額の設定に当たりましては、町営バスは支線であるため運行距離はさほど長距離ではなく、運行距離を丹海バスの距離制運賃に当てはめると、おおよそ、それに近い金額ということで200円にさせていただいた経過がございます。

したがって、両者の運賃制度の違いにつきましては、それぞれ幹線と支線という役割が違うこと、運行距離の観点からも比較いたしましても、できる限り違いのない金額となっていることから、おおむね妥当ではないかというふうに考えております。

次に、3点目と4点目のご質問でございますが、京丹後市内では上限200円制、宮津与謝地

域は処理制運賃となっており、同じ丹海バスでありながら運賃体系が違うことについては、課題として認識をしております。また、京丹後市の上限200円バスの実績が好調で、多くの市民に利用されていること、宮津市長がマニフェストで200円バスの導入を掲げられ当選されたことも承知をしております。

さらに本町におきましても、これまでから町政懇談会や議会でも町営バスの料金制度につきまして、ご意見をちょうだいしており、さらにまた、与謝野町地域公共交通会議におきましても、同様のご意見を伺っております。ことし3月の町議会におきましては、宮津、伊根との1市2町の担当者レベルで研究をさせているというふうに申し上げましたが、宮津市長選以後、京丹後市、福知山市、さらに丹後海陸交通も交えまして、検討を進めており、その内容により国、府のご意見もちょうだいしながら、どのようなバス交通が、ここ丹後地域で最適なのかを協議していきたいというふうに考えております。

もちろんこの中には北近畿丹後鉄道も含めて考えていかなければならないことは言うまでもありません。いずれにいたしましても、議員、ご指摘のとおり今後も過疎、高齢化が進み、これに対応した便利で使いやすい公共交通を確保することは非常に重要な課題でありますので、丹後地域全体で200円バスのみならず、コミュニティバス、予約制のデマンド交通など、さまざまな移動手段、サービス内容、そして、公共基本法制定や、あるいは関係施策等の国の動向も踏まえた上で公共交通施策を展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で、伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 答弁をいただきましたので、よくわかりました。一つは町長の答弁でもありましたが、地域主権改革ですね、この中身がなかなか見えない。事実、なかなかマスコミも詳しい報道をしていないので、わからんわけですが、少なくとも民主党が政策段階で出していることや、それから、新たな戦略外の中に出ている、協議されている事項がぼろぼろ出てきているわけですね。その後も閣議設定を具体化されている過程もありまして、お伺いするんですが、大きく言って、いろいろなことがあるのですけれども、一つは、今回のキーワードというか、中心的には一括交付金化問題があります。今、冒頭でちょっと言いましたけれども、それから、もう一つは義務づけ、枠づけの見直し問題、基礎自治体の権限委譲の問題、これは、この点は大体言っておきたいと思います。道州制の問題もありますけれども。

一つは、第1点目に言った一括交付金の問題ですね、こういうことは、まだ、町長のほうでも検討されているのではないかと思うんですが、かなりあれですけれども、その点でどのように考えておられるかお伺いしたいと思っています。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 一括交付金につきましても非常に不安を抱いております。基礎的な自治体が最低限、今までですと地方交付税という形で、最低限これだけは、どこの自治体でも要するというものを、やはり全体のバランスを見ながらといいますか、その自治体、自治体の状況に応じて、そういう地方交付税があれされてきたわけですけれども、一括交付金となりますと、確かに使い方は自由になりますが、どうしてもしなければならぬ、自治体が責任を持つてしなければならぬことに対します経常的な経費、絞れるところまで絞っておりますけれども、これ以上、絞れない、

そうした自治体も当然あるわけですし、それらにつきましては非常に、ある意味、危険性が伴うというふうな感じを、危機感を持っております。そういう中で、やはりこんな言い方をしてはちょっと違うかもわかりませんが、各地方自治体の、今まで地方交付税というのは、どちらかといいますと個人に対する生活保護費のようなもので、その自治体が最低限、ここはしなければならぬというものについて保障をされていたわけですが、一括交付金になりますと、それらがどのようになるのか、どのように考えたいのか、中身が、もう全くわかりませんので、各自治体が運営、それだけの分で運営していきなさいということなんだろうと思いますけれども、それでとても税収が上がってこない、よくなるころは、ますますよくなるでしょうし、悪くなるころは負のほうに傾いていくというような状況が生まれてくる、それぞれの自治体に非常に大きな格差が出てくるのではないかというふうに、まだこれは非常に感覚的なところでしか、ものが言えませんけれども、そういうふう感じております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ありがとうございます。

今、町長がお答えになったことが非常に中心的な点だと思いますし、私自身もそう思いますし、特に今、どうしても必要な、地方でね、お金という点では、典型的な例を今、町長もおっしゃったんですが、生活保護の問題と、それから、特に義務教育にかかわる先生の配置だとか、部分です、あ、あ、あ、非常に大事な部分が、まだ、たくさんあるんですけれども、今、ちょっと資料が見当たりませんので、あれですが、大変重要な部分がかかなり大きなウエートを占めていると、これも含めて一括交付金化されると、彼らはちょっといろいろと条件をつけだしてきていますけれども、最近では、大変ことになるということですね。

それから、小沢さん自身が、この間の、きのうの新聞の中でも、これは前にも述べた、前というのは、既に発言しておったことなんですが、小沢さん自身が一括交付金化をすれば、6割から7割減らせると、国の金が減らせるんだということを発言しているんですよ。だから、ここに象徴的にあらわれていると思うんですね。ですから、一括交付金化というのは結局、国の財源をどれだけ出すのを、地方に出すのを減らすかと、ここになっていると。

それから、もう1点は、たくさん言うつもりはありませんが、麻生知事会長ですか、知事会の会長は、そのことも含めて非常に懸念を示し始めています。当初、地域主権のことが第1回目の春の段階で出たときは、かなり賛同のね、知事会も6団体が賛同をしたような形で、基本的に歓迎をするみたいな声明を出しておられました。最近では、こういうことがどんどんわかりだして、改めて全国でも各地の首長も異議を申し立てるといったことが起きていますので、この点はしたいと思っています。

それから、たくさんありますので、あれですが、特に私、非常に気になるのは、ここの冒頭でちょっとしましたが保育園の運営とか、もう少し広げると、どうも、そういうところに特程が入っているんだろうというふうに理解しているんですが、福祉施設、いわゆる老人施設とか、あ、あ、あ、施設にかかわって施設運営の最低基準と言われておるものですね。ここの部分の見直しは、今、かなりどんどんと進められてきています。その前座で起きているのは東京都などの、いわゆる保育所の待機児童が多いために保育施設の基準緩和ということで、今、条件がどんどん和らいで、よいことをいえば和らぐんですが、どんどん基準を下げて、もうどんどこころでもいいよう

な基準まで言い出しているということですね。これは、そこだけでと言っていました、基本的に、その考え方は今や全国に、保育園にも対応したいみたいな話をしているわけですね。このことについて、町長は、どのようにお考えですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1点ずつ聞かれますと、なかなかそれについて明確にお答えするのは難しいわけですが、その自治体によって、そういう待機児童が大変多くて困るところや、我が町のように、待機どころか保育園に来る人数が、少子化のために少なくなっているというふうに、地域地域によって違うと思うんですが、それは、やはりどこの地域にいても同じサービスが受けられる、そういう仕組みづくりを考えていただくということであれば、私は賛成もしたいというふうに思いますけれども、地域によって、その町の財政状況によって、そういう格差が出てくるということについては、やはりこれは否定せざるを得ないというふうに思っています。

どこの町に住んでも、大きな都会であっても、小さい田舎であっても、子供たちの権利が保障される、そういうシステムづくりを真剣に考えていただきたいというふうに思っています。そういう意味では、子ども手当等々、ばらまきに近いような形がありましたけれども、そうではなしに、そうしたお金でもって、その地域がそういう基準に達せるような、それぞれの工夫の中で、そこでまさに、その地域に合った方法を考えていく知恵を出し合った中で、そういうシステムをつくっていくということが大事じゃないかというふうに考えております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、答弁をいただいて、私自身も、そのとおりだと思っておりますし、その関連でもう1点、ちょっと踏み込んだあれなんですけど、6月25日に、この地域主権の関連法案の一つなんですけど、保育制度にかかわって、子供、子育て新システムという基本的な制度を、要項を出しました、政府はね。この要項がかなり出ているんですけど、この点については、ご存じでしょうか。子ども園です。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それにつきましては、私自身、承知をまだ、しておりません。担当課のほうも十分な承知ができていないように思います。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 通告がなかったもので、申しわけなかったと思うんですが、これは結論的な概要をいいますと、先ほど答弁したような基準がね、どんどんつぶされていく。いわゆる最低基準ということで言われておった運営や施設管理における基準というのがありますよね。それが、細かいことは言いませんけれども、何平米の、スペースが何人要るとい部屋についてもね。それから、配置が何人、職員が要ってということは、何人に対して何人要るといような配置は、全部決まっているんですけれども、そのことを、いわゆるていいう言葉で言うと規制緩和であいまいにして、どんどん入れても可能なようなことですね、同時に民営化を進めるといっているんです。もっと言うと、これを今ある幼稚園や保育所を一元的に子ども園、この新しい子ども園に全部振り向けて、これをできることなら民営化させようというのが、どうも中身のようです。そういう点では非常に保育の、国の責任を投げ捨ててしまって、国の財政責任をあいまいにしたまま、やる

ことになりますので、地域間格差は、町長が心配されているように非常に広がるだろということが言われています。この点は、ここ二、三年のうちに具体化され、出てくるのではないかと思われるので、それまでにつぶればいいんですが、なかなかそうなりませんので、そういう動きになっている点だけ述べておきたいというふうに思っています。これは財界要求でもあるらしいんですね。市場、前に言いましたが、保育の世界をビジネスチャンスだととらえて、どんどん企業が参入してくる。こういう業界が、専門業界といいますか、そういう業界がつけられるということもありまして、財界の要求のようです。この点はこれぐらいにしておきたいと思っています。

それから、この点でもう1点だけ、この点というのは、地域主権にかかわって、もう1点だけになると思いますが、お伺いしておきたいと思っています。いわゆる議会制度にかかわる報告書が、この関連です、6月22日に報告書が総務省から出されました。この考え方によりますと、日本の自治体の議会制度や市長との関係だとかいうのは、かなり、それぞれ住民の選挙によって選ばれて、先ほど言いました二元代表制というシステムがつけられていることは、皆さん、ご承知のとおりです。その上で、ところが、この報告書というのは、二元代表制そのものの方向性までゆがめるような方向を打ち出しているということです。現制度の枠内という前置きをしておるのですが、事実上、これから述べますが、改憲につながるのではないかという非常に危険な内容だと私は感じています。報告書は市長と議会のあり方について、町と議会の対立で行政運営に支障が生じることのないようにするとして、議会が市長の行政執行の事前段階から責任を持つか、事後に関与すべきだと提起しています。ちょっとわかりにくいですが、でもね。

前者の場合、議員が副市長など、執行機関に入ることを提案、後者の場合は検査権、調査権を行使するとして、自治体がいずれかを選択できるようにしようという案のようです。もうちょっと、詳細にはわかりませんが、明らかに今までの、現在、何十年とやってきた、半世紀にわたってやってきた制度自身が、全く質が違うところに変えられると、恐るべき問題だなというふうに、私は思っているんですが、このことをもし、お聞きだったら町長、ご答弁願えたらと思っています。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 申しわけないですけれども、聞いておりません。まだ、そこまでの論議がされているのかいないのかすら、ちょっとわからない状況です。

先ほど確かに子ども園のことをおっしゃいましたが、私自身は民営であろうと、町営であろうと、要するに公共であろうと、子供たちの生活、あるいは生き方といいますか、子供たちの、そうしたものが平等に確保されるのであれば、どんな、それをやっていくところがすべて公営でなければならないということは、全くそれについては否定はいたしておりません。やはり主体が子供ですから、その子供たちの環境が、あるいは、そういう保育が、どれだけ確保されるのかということを中心に、そういうシステムづくりを、ぜひしていただきたいですし、そうしたことについては自由な裁量を持って地方自体がかかわっていける、そういうシステムをつくり上げていただきたいなというふうに思います。

確かに、今までは保育に欠ける子供が保育園、教育を受けたい者が幼稚園という、そういうあれと、時間的なもの、それから財政的なものというふうなことで分けられておりましたけれども、いろいろな選択肢があって、それはいいことだというふうに思いますので、それまで規制してし

まうような、そういうものにはしてほしくないというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、町長は民営化でも構わないと、もちろん民営化が全部だめだということを言っているわけではなくて、非常にちょっと立ち入ったあれですが、民営化が、なぜいろいろな障害を持っているのかと、問題点を持っているのかということが問題だと思っているんです。この間、一般論ですが、全国的にも、いわゆる子供たちの保育園での事故というのは、物すごいふえているんですよ。なかなか報道されていませんが、園内での環境も決してよくない、子供の待遇がということがあります。特定するとよくないので、僕も相談に乗ったことがあるんですが、この丹後圏域でも民間でやられているところで、そういうトラブルが、ここ数年前にも起きています。普通の行政では考えられないような待遇が起きています。こういうことは、なぜ起きるのかということも私は非常に大事なところでして、私は基準の一つは緩和される。最低限の基準が緩和されているということが大きな要因になっているということと。それから。もう一つは、その結果、事故が起きると、それから、もう一つはね、民営化する場合でも、これは民営化の際の政府自身が指針を出しているんですが、民営化を定期的に、いわゆる検証する場が要るということを確認しているんですね。ところが、ほとんどやれていないんです。ほとんどの場合ね、そういう検証をやられていません。お任せです。ですから、ここに大きな問題があるというふうに思っています。

それから、もう一つには、大もとには、もうけの対象の事業ではないと、保育というのはね、民営化という場合に、やっぱりもうけになってしまうんですね。もうけることが目的ですから、民営は。ですから、保育する場合に、やはりもうけの対象にさせない。このことが大事だというふうに思っています。この点ぐらいに置いておいて、最後にバスの問題でお伺いしたいと思っています。

答弁をいただいて非常に納得をしているところです。ぜひ大きな、今この場の中では、その文面は書いていませんが、広域で丹後圏域、せめて丹後圏域ぐらいは、同時にいろいろな交通網も配慮しながら、長期的な視野に立って協議をもっと煮詰めてほしいというふうに思っています。再三言っているように高齢化は、これは与謝野町だけじゃなくて、各市町とも大変な速度で進んでするわけですね。こういう、いうたら弱者を今、交通網の整備の中で、今、例えばひまわりなんかでも、そういうふうな大きな貢献をしているわけですから、これをできることなら広げて、あそこにも行きたい、ここにも行きたいという人の期待にこたえるということが求められていると思っています。

そういう意味で、全域を、できることなら200円の、今、200円バス、200円バスと言っていますように、どこに行っても、この圏内であれば200円というようなことも大いに検討していただきたいというふうに思っています。ぜひ、この点も含めて先ほどの地域主権の問題ですが、ぜひ機会があれば、機会があるごとに町の立場をまた、町民の不利益を想定できるということがあるわけですから、大いに国や府に声を上げていただきたいと思っています。

町長、答弁があったら。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 非常に200円バス、それぞれの地域の実情によって違ってきております。京丹

後市ですと、割合、京丹後市内で完結するということが多いわけですが、与謝野町の場合ですと、ここから京丹後市に行く、あるいは福知山のほうへ行く、あるいは宮津のほうへ行くということで、割合、中心ですので、そうしたときの、いろいろな整理も必要です。ですから、先ほども申しあげましたように、この丹後で、どういったことが、どのようなバス交通がいいのかというふうなことを、やっぱり含めて考えていくような、そうした協議を、やはり積み重ねていく必要があるというふうに思っておりますし、そのことについては積極的に取り組んでおります。

ひまわりにつきましても、せんだって審議会があったわけですが、いろいろと加悦校の生徒さんが利用するにも、もう少し早く着くような便があれば利用できるのにとか、あるいは列車に間に合うような便があればというふうな、いろいろな要望も聞かせていただいておりますし、そうしたものを聞かせていただいて、みんなで論議をして、よりよい方向へ向かうように少しずつですが、コースを変えてみたり、タイムスケジュールを考えたりということで、少しでもよくなるようにやっておりますので、一遍にはなかなか難しいかと思っておりますけれども、まずは、今、あるのをもう少し充実させていくような形を進めていきたいというふうに思っております。要望というよりも、我々自身で考えていくということ、やはり前提に考えていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 以上で質問を終わるわけですが、今、述べたのは、いつも僕も、よく言われるんですけども、国のことを伊藤さんは言うと言われるんですけども、ここ数年後には、この今、言ったようなことが出てくるんですね。明らかに出てくるんです。流れを、このまま進めばね、だから、これは町と町民に大きな利害にかかわる問題を起こすということですから、これは今、福祉の例を挙げましたかね、いろんな分野にもわたって起こるので、この点は理事者席におる課長の皆さんも含めて、ぜひその点は十分ご理解をいただいて、いい町をつくるために頑張っていたきたいというふうに思っておりますので、以上で質問を終わります。

議 長（井田義之） これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

次に、13番、赤松孝一議員の一般質問を許します。

13番、赤松議員。

13番（赤松孝一） それでは、第33回平成22年9月定例会で一般質問を行います。

きのうは白露、きょうは重陽の節句と、いよいよ秋本番になったわけですが、昨日は台風が通り過ぎました。この地域には大きな被害はありませんでしたが、台風の影響で関東甲越方面では大きな災害が起きています。被災地の皆様にお見舞いを申し上げたいというふうに思っています。

さて、今回の一般質問は今年度の町政懇談会の資料として配付されました、今後、取り組みたい重点課題という中から3点を取り上げて質問をいたします。まず、1点目は庁舎の統廃合です。この件に関しましては、あす、宮崎議員のほうからも質問をされますので、極力ダブらないように質問をする予定でございますが、一部ダブりましたらお許しをいただきたいと思います。

この町長の今後、取り組みたい重点課題には、このように書いてございます。資料には庁舎の統廃合の議論を推進するというふうなことが書いてございますが、この件に関しましては6月議会におきまして糸井議員が4月8日の京都新聞の記事を基にしまして、3庁舎を加悦庁舎に統合

することになるだろうという新聞記事に対して、非常に遺憾に思うというような発言があり、決定された経緯、時期、住民の合意形成はいつの時期にされたのかと、このような内容の質問をされました。町長の答弁は、一定の条件、すなわち新庁舎は建築をせずに現在の3庁舎を利用して総合庁舎方式に移行できないかということ为前提に庁舎内の職員におきまして、庁舎検討ワーキングチームで検討を行ったところ、結果として面積的なこと、周辺施設のこと、合併特例債のことなどから、加悦庁舎が適しており、合併特例債が活用できる平成27年度という期限が示されたものですと、このような答弁がありました。その中で、しかし、これは一つの案であり、総合庁舎を加悦庁舎に決めているわけではない。先に結論ありきではなく、町民の皆様の問題を提起しまして、意見のキャッチボールを繰り返し、町民のご理解を得て、よりよい方向に進めたい、加悦庁舎に決めたわけではない。結果的に多くの皆様に誤解を生じさせたことにつきおわびをするというような答弁をされました。

今の現、3庁舎が統合されますと、本庁舎の位置というものは町民にとって今まで以上に大きな関心事であり、また、地域の活性にも大きな影響があると、そんなふうに考えています。そこで、この重点課題が町長の前回の答弁どおりとするならば、今後、どのように庁舎統廃合の議論を推進されるのか、その進め方、また、作業、手法について伺います。

なお、平成27年度という期限が示されていますが、これは合併特例債の期限からでしょうか、町長の任期は平成25年度ですが、この統廃合の時期はいつごろを目途にされているのでしょうか。また、新庁舎は建設せずに、現在の3庁舎を利用して総合庁舎方式に移行するという前提条件は今後も変わらない方針なのでしょうか。この点につきまして伺いをいたします。

次に、2点目は、加悦中学校の建設、いわゆる、これでいきますと加悦中学校の改築という項目でございますが、この懇談会の資料によりますと老朽化が進んでいる加悦中学校を耐震化工事とするのか、全面改修とするのかの結論を出し、工事を実施と、こんなふうには書かれていますが、きょうまで、この件につきましては、この議場にて随分と質疑応答がありましたので、簡単に質問をいたします。まず、基本的な点を伺います。建設の時期、そして、工事概要について町長の政治的なご所見を伺います。教育長のほうからは、きょうまで何度も、この問題については聞いていますが、町長としてのご所見を伺いたいと思います。

次に、3点目は丹後地区のごみ処理研究会の件でございます。間もなく更新時期を迎えるごみ処理施設につきまして、特に宮津市の場合、早いわけでございますが、京丹後市は少し時間がありますが、丹後地域の2市2町の事務レベルで昨年秋より、10月より協議を進めておられますが、これにつきましても早急に方針を決定するというふうに、この懇談会資料には明記されています。この件につきましては前回の6月議会においても、私は宮津市と地元住民との施設の協定期限から逆算すると間に合わないのではないかという不安を感じるというような質問をいたしました。

町長の答弁は、現在は枠組みも確定していない。年内に方向性が判断できる資料を作成したい。協定期限内に新施設の整備ができるよう努力するというものでありました。その後、これは文教厚生常任委員会としての委員会の中のことでございますが、その後、当委員会では京丹後市の現在の施設、また、宮津市の施設、そして、本町内の最終処分場3カ所を見て回り、その各、京丹後市の担当の方、宮津市の担当の方から簡単なお意見も伺ってまいりました。その後、先般も、

この議場にて発表いたしました、常任委員会におきまして、三重県の三重中央開発、伊賀南部の環境衛生組合の視察をしてまいりました。その結果、6月議会でも、私個人的に心配いたしました新施設の建設地の決定から、地元住民との協議を経て、周辺環境の影響評価、いわゆる環境アセスメントを含めると、やはりどんなに最短でいっても4年はかかるというようなこととございます。このように判断しますと、現在、宮津市では地元自治会と2014年まで延長する覚書を交わしていますが、後4年しかございません。そういった中で8月10日の読売新聞の紙面によりますと、これは大きく取り上げられていましたが、「コスト 丹後広域ごみ処理施設」というふうな中に大きな見出しで「コスト懸念、具体化遠く」を、そして、小見出しに「宮津と京丹後、意識にずれ」というふうに新聞に書かれています。この紙面の中を見ますと、宮津市の企画環境室の主任は、新焼却場の建設は1分1秒を争うと、年内に具体案をまとめることが不可欠、方や京丹後市の市民課長は、メリットとデメリットが相殺できなければ市民や議会の理解は得られない。必ずしも一施設集約に参加を決めたわけではないとの談話が掲載されています。

また、この新聞の記事によりますと、昨年10月の発足から5回の会合が行われ、建設地は京丹後市と与謝野町の境あたり、日量90トンから100トンの処理、建設費、約50億円などの施設概要が浮かんだと書かれています。研究会の会長である宮津市企画環境室長のお話により、この記事によりますと、市民、議会が納得してくれるデータ、維持管理の方法を各市町に提示し、年内の合意を目指したいということも載っています。こういった状況下でございますが、ごみは毎日毎日、出るものでございます。待たないでございまして、私は事務レベルの協議も大切でございますが、やはりいよいよ各市町の首長による政治的政策としまして、1日も早く、とりあえず合意できますことを念願しています。こういった中で現実の、今、現実の進捗状況と年内の見通しを町長に伺います。

以上、庁舎の統廃合問題、そして、加悦中学校の建築問題、それから丹後地区広域ごみ処理研究会の問題、この3点につきまして、まず、1回目の質問を終わらせていただきます。

よろしくご答弁のほどお願いいたします。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 赤松議員、ご質問の一番目、庁舎の統廃合についてお答えいたします。私の再選後の新聞インタビューによります記事、3庁舎を統合、学校再編議論で、あたかも加悦庁舎に統合に決定したかのような内容が報道されました。そのため、ことしの6月から7月に開催しました町政懇談会では、皆様方に誤解を与えことをおわび申し上げるとともに、総合庁舎に対する、私の考え方を申し上げてきたところでございます。一部の地域では、この問題につきましては、いろいろとご質問もあり、なぜ今になって加悦に総合庁舎を置くのかなどというふうな強いご意見もいただきました。私は庁舎の統廃合問題や、あるいは保育所も小学校等の統廃合につきましては、住民の皆さんにとって、非常に身近で関心の高い問題であり、議論や検討には相当な時間が必要であるというふうに従前から思っておりまして、強引に進めるべき課題ではなく、慎重に進めていきたいというふうに考えております。ワーキンググループの報告書は、これは役場内部で検討して出した一つの案であって、決定したものではありませんが、もう少し詳しく後で言わせていただきたいと思いますと思っておりますが、一つの条件をつけた中で、これについて検討しいほしいという

ことを町の職員に内部で検討させたもので、1年近くをかけて検討された内容であり、一定の方向性としては間違っていないというふうには思っております。しかし、この報告書ありきではなく、住民の皆様のご意見も十分拝聴させていただきたいというふうに考えております。皆様との議論の時期でございますが、現報告書では、総合庁舎による住民サービスの低下などへの課題が解決されておらず、さらなる検討が必要で、もう少し庁舎内部で議論を行いたいというふうに考えております。

そして、その後に皆様方に、その検討内容を公表して、町全体の議論の深まりを期待したいというふうに考えておりますので、もう少し時間が必要というふうに考えております。

しかし、いずれにいたしましても総合庁舎にするためには、増改築などに、それなりの経費が必要になるというふうに考えておまして、その財源を調達するためには合併特例債が最適であるというふうに考えておまして、その活用期限は平成27年度となっておりますので、財政論から申し上げますと、一つの目安になるのではないかとこのように思っているところでございます。

次に、ご質問の第2番目、加悦中学校建設工事についてお答えいたします。ご承知のとおり加悦中学校につきましては、本年度の補正予算（第1号）で耐力度診断委託料500万円をご承認いただき、耐力度調査を実施していくところでございます。この内容につきましては、6月定例会の補正予算審議の中で一定の説明をさせていただいておりますが、屋内運動場は耐震診断により不適格改築要件、つまりIS値0.3以下を満たしているものの、校舎は、その改築要件を満たしていないため耐力度調査を実施し、危険改築としての要件に合致しているか否かを判断して耐震補強工事をするのか、改築とするのか、財源措置も含めまして考えまいたいというふうに思っております。したがって、ご質問の基本的な建設時期や工事概要につきましては、今後の耐力度調査の結果を待って検討していきたいというふうに考えております。

ご質問の第3番目、丹後地区ごみ広域処理研究会についてお答えいたします。議員からは6月議会でもご質問をいただいておりますので、重複する部分があるかというふうに思いますが、お許しを願いたいというふうに思います。

まず、昨年10月に設置されました丹後地区ごみ広域処理研究会の状況につきまして報告をさせていただきます。研究会の協議は将来のごみの量の予測、また、行政の枠組み、パターンごとの、つまり京丹後市を含めた2市2町なのか、1市2町なのかというふうな、そういうパターンごとに施設建設費、あるいは、管理運営費の比較について調査研究が終了しております。ただし、収集運搬にかかるコスト比較は、施設の設置場所が決まっていないことから、できていないというのが現状でございます。現在はごみ焼却施設を公認できなく、民間で整備し運営を行っている、そうした事例も全国にあることから、民間活力を活用した処理方法についてコンサルタントに資料提供を求めているところでございます。

さて、8月10日付、読売新聞では2市2町の広域ごみ処理施設整備について、宮津市と京丹後市の意識にずれがあるというふうに報道されました。確かに京丹後市についてはメリット、デメリットが相殺できない場合、参加を見合わせるとの意向であることは承知しておりますが、そのメリットを見出すことも同研究会の任務であり、そのために今、汗をかいているところであるというふうに考えております。

もう少し時間をいただき、協議状況を見守っていただきたいというふうに思います。仮に京丹後市が参加しないことになった場合でも、1市2町で施設が整備できるよう、同研究会では資料を整えているところでございます。

最後に議員、ご指摘のように、宮津市清掃工場の使用期限までに新たなごみ処理施設ができるのかとの心配はもっともだというふうに思います。今後につきましては研究会事務局の作業が一層早まるよう私自身も積極的に動き、この大きな課題を乗り越えたいというふうに考えていることを申し添えまして、答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 赤松議員の質疑の途中でありますけれども、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後00時00分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、赤松孝一議員の一般質問を続行します。
赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） それでは、質問いたします。まず、庁舎の統廃合の件でございますが、前回とい
いますか、ワーキングチームに対しましては、一つの条件のもとに検討を内部でしたというふう
に、先ほど、町長の答弁がございましたが、この一定の条件、いわゆる現在の3庁舎を利用して、
新たな庁舎は建設しないというのが一定の条件でございますが、この条件につきましては、今後
も、この方針は変わらないのか、それとも新たな、先ほどおっしゃった庁舎内部で、もう一度、
議論をしたいと答弁されましたが、それにつきましては、そういったことを外されての検討に入
られるのか、この点につきましてのご答弁を願いたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ただいまの赤松議員のご質問、2回目にお答えいたします。

この件をお話しするには、そもそも合併のいきさつの中で一定の整理がされてきております。
この町政懇談会を回らせていただきましたときも、各地域によって、その受けとめ方がはらばら
で2億何千万円もかけた庁舎を、本庁を、そのままにするのかとか、あるいは、そのほかにもい
ろいろなことが出てまいりました。これを機に、もう一度、与謝野町全体の町民の方々にも考え
ていただくために、ちょっと今までの経過を改めてひもといてみたいというふうに思います。こ
れは平成16年9月16日、1市4町の意見交換会がありまして、それぞれの、今まで1市4町
でやってきていた、その枠組みが崩れているということ。また、各首長間での話し合いを進めて
いくということが府の間に入られました中で確認がされました。それを受けまして、それぞれ宮
津、伊根、加悦、野田川、岩滝という二つのブロックといいますか、枠組みで、それぞれが、町
が考えていこうということが確認をされました。その後を受けまして、早速10月22日だった
と思いますけれども、第1回目の3町長が集まって話し合いを持とうとしておりました、そのと
きに、10月20日、台風23号が来まして、この加悦地域、特に加悦の庁舎を含みますところ
が災害を、被災を受けまして、それどころの話ではなくなったということもありまして、改めて
10月27日に3町の町長が集まりまして、合併協議に向けて協議をしていこうということを確認
いたしました。そのためには、加悦の場合、なかなか大変な状況でしたので、まずは、そうし
た3町が一緒になれば、どういう町になるのか、財政シミュレーションを含めた、そういう資料

の作成を進めていくという確認をいたしました。

1月7日に2回目の首長会を開きまして、今まで、なかなかうまくいかなかったのは各町間の信頼関係が構築できなかったということもあるので、お互いに胸襟を開いて3町で、自分たちの身の丈に合ったまとまりを大事にして、お互いに信頼関係を回復して一言を見出すことを確認いたしました。その際に、私自身もでしたし、合併協議を進めたい理由ということで6点、上げさせていただきます。野田川流域という地理的な一体性がある。二つ目には町の財政規模も安定し合理化が進みやすい。3点目には各町の制度、施策が似通っている。4点目に産業構造に共通点がある。5点目に生活文化等が似通っている。6点目に今後、課題となる大きな事業が少ないということで、お互いに、この合併協議を進めていきたいという、この理由について確認をいたしました。

そして、3回、4回と回を重ねる中で、新しいまちづくりに向けての考え方ということで、3町長が話し合いを持っている中で、一定の共通の考え方を確認し合いました。それは新しいまちづくりに当たっては、箱物ありき優先でなくて、真に地域住民の幸せを第一とするということ。そして、新しい役所建設は控え、現在の役所、建物の有効利用を基本とする。そして、2点目には、福祉はまちづくりの原点であり、そうした新しい福祉のネットワークづくりと住民参画に力を注いでいくと、そういう地域社会づくりを目指す。そして、三つ目が地域コミュニティを確立し発展させていくという中で、地域振興を支える自治的組織の確立を目指す。4点目には、災害に強いまちづくりを、まちづくりの重要課題として、重点課題として取り組むということ。そして、5番目が新しいまちづくりには、この3町を支えてきた地場産業である織物、農業、商工業の振興に加えて新たな振興計画を立て、観光等も含めた、そうした新たな振興計画を立てて、雇用の場を創出するということ。6点目は、3町に流れている野田川という川を中心に自然、緑を大事にした、そういう新しい町としての機能を持った都市計画を含め環境整備を進めていくということ。7点目に第三セクターも含め財政状況を初め情報を提供し、開示を進め、将来を見据えた持続可能な行政水準をすること。8点目が新しい町の一体化を図るためIT時代に即した、そういう地域情報化を進めるという、この8点を共通の基本的事項として確認をし合い、これを基本に新しいまちづくりを進めていこうという確認をいたしました。

これらにつきましては、野田川の場合には、すべて町報で、それらの中身については公表をしておりましたし、時系列といいますか、経過ごとに小まめに皆さん方に報告をさせていただいております。最終、17年1月18日に3町の町長会で、こうしたことの確認が整ったのを受けて17年2月1日に加悦町、岩滝町、野田川町合併協議会を発会させて、8日の日には第1回の合併協議会を進め、そして、何回かの合併協議の後、それぞれの議会で議決を経て、そして、府を通じ総務大臣による廃置分合告示がなされ、平成18年3月1日に新町の与謝野町ができたということでございます。このときに、この間に、それぞれの町ではアンケートをとったり、住民の説明会を開いたり、それぞれされましたが、野田川の場合にちょうど、その3月15日から22日の間に合併の住民説明会をしております。その中で出された説明会の中身を見ますと、この庁舎の位置等の問題についても質問が出されております。それに対しまして、1市4町のときは新庁舎建設の計画もあったが、三位一体の改革により建設は無理、今あるものを利用する考えで3町長、合意している。庁舎の位置について、加悦町の考え方は、これ災害があったす

ぐでしたから、余計そうだったと思いますが、野田川町か岩滝町が中心と考え、岩滝町の考え方は岩滝町に本庁を、野田川町の考え方は岩滝町には病院、福祉施設、道路等、都市的機能が整っており、また、地域イントラネットを進めているので、岩滝町に本庁をと、それぞれ総合的に考え、岩滝町がよいというふうに判断し、3町長が譲り合い、岩滝町に決めたという報告をさせていただいております。

町政懇談会の中でも、町長は密約で決めたのかと言われて、びっくりしたんですけども、そういうふうに情報が開示されていないために、そういうふうに思っておられる住民の方も多いのかなと、野田川の場合には、こうして町報等でお知らせいたしましたので、多くの方が、それを考えておられるというふうに思うわけですけども、それともう1点、岩滝町を本庁にするために2億5,000万円もかけて改装したと、それを今さらあれするのかと、没にするのかということにつきましても、分庁方式といいますのは、それぞれの庁舎に本庁機能があって、その中で、三つの中のどこかを事務所として登録しなければならないと、その中で先ほど言いましたような理由で岩滝町を本庁というふうに定めたのであって、これを、新しいものを建てずに総合庁舎としてやっていこうという、そういうもともとの考え方の中で岩滝も、住民の方もそうですし、職員も同じように三つの庁舎で仕事をするわけですから、あとの加悦町、野田川にはエレベーターが、もうついておりました。岩滝にはありませんでした。でも役所として使う場合には福祉のまちづくり条例ということもありまして、3階まであります岩滝の庁舎は、やはりエレベーターをつけなければならない。それと、もう一つは、空調施設が、あの当時、たしか大変古かったものですから、それを全部入れかえるということで、その2億5,000万円が使われましたし、野田川の場合も玄関口が非常に障害者の人にとって入りにくい等々のこともありまして、玄関口を改装させていただいたと、そういう経過の中で今に至っているわけです。

この合併協議、新町の発足と同時に、協議会も五つの基本的な項目はあらかじめの合意を得た中で調印ができましたけれども、まだまだ、不足する部分があるので、その分については、たしか10月ごろまで合併協議会を開催して、すべての細かいことまでも3町で取り決めをして、そして、新しい与謝野町の発足に向けて18年3月1を迎えたということでございます。

今度、それにつきまして、先ほどご質問のあった、その条件、どういう条件をつけてワーキングチームにゆだねたかということでございますけれども、まず、現状認識として合併協議会の議論では、全職員が1カ所で執務をする庁舎が存在しないこと。また、各庁舎を有効活用すること。3番目には住民サービスが低下しないように、できるだけ配慮することなどの理由で旧庁舎は分庁舎として使用し、各庁舎には地域振興課を配置しているという状況の中で、平成19年度に作成されました第一次与謝野町総合計画では分庁舎方式の検証を行い、総合庁舎方式に向けて検討し、そのための検討委員会を立ち上げることとなっております。また、同年に策定の与謝野町行政改革大綱でも、旧町の庁舎をそのまま使用して各庁舎に地域振興課を配置して、分庁舎方式を補完しているため、庁舎の維持管理に多くの経費を費やしている、このため分庁舎方式、地域振興課の配置の必要性を十分検証し、その是非も含めて効率的な組織体制にする必要があるというふうにされております。

さらに町議会でも、この問題に対しまして今後の取り組みの予定について多くの質問がなされました。これを受けまして、私が平成20年度第1回のまちづくり及び行政改革推進本部会議に

おきまして、総合庁舎が望ましいが、多額の経費をつぎ込んで新庁舎を建設するつもりはない。また、既存庁舎を使用する中で三つを二つにし、そして、最終的には一つにしたいと申し上げまして、この問題に対して庁舎検討ワーキンググループが設置されまして、そのいろいろな討議をやってくれたわけでございます。その中で新たな庁舎を建設せずに既存庁舎を活用しながら総合庁舎に向けての方法を模索するという、あわせて可能な限り住民の利便性が低下しないように配慮をしながら総合庁舎に移行することが望ましいということで、このいろいろな課題について検討をしてくれた結果が、一つの方向性を出してくれたということでございます。先ほど条件を出したというのは、今、言いましたことを一つの考え方としてやってほしいということをお願いしたので、ワーキンググループでは、それらについて考えてくれたということでございます。

今の段階で私自身がどうなのかということですが、やはりそれぞれの、今までの流れの中での住民の方の思い、また、行政改革、あるいは総合計画審議会の思いから総合的に判断いたしますと、新しいものを建てずに、今あるものを利用して何とか住民の皆さんのサービス低下にならないことを考えていくようにというふうに私は受けとめて、そういうつもりで進めさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 経過はよくわかりました。今あるものを利用してということでございますので、この方針は、これからも変わらないということで、これは確認をいたしました。

それから、先ほど町長もおっしゃいましたように、平成20年度で一定のワーキングチームは答えを出したわけですね。私、去年の3月議会で同じような質問をしましたが、9カ月間かかって職員の中で検討し、結果、こういうことだというふうな答弁をいただいたわけですが、だから、去年の3月議会で、私は、そういった一定の方向、ワーキングチーム出したわけですね。それから、きょうまでいうたら1年半の時間があるわけなんです。先ほど町長、もう少し時間が必要であるということをおっしゃいました。それもよくわかるんですが、ただ、この庁舎がどこか、これ町長、先ほどの答弁では三つあるものを二つにし、二つを一つにというふうなお話でしたが、ワーキングチームの答えを去年、聞いた範囲では、いわゆる加悦庁舎が望ましいという一つの庁舎を残そうという意見ですわね。となると、やはりそれは絶対ではないということでもありますので、加悦庁舎にこだわりませんが、一つの、あるものを利用してということの中で、時間がたしか必要なのではあるんですが、大体、いわゆる合併特例債からいえば27年度が目安だと、これは合併特例債の期限がありますから、それはわかるんですけども、やはり町民にとりましては、いわゆる商売も営業も、いろいろな意味で地域の活性も含めて大きな大きな関心事なんです。だから、大体ですね、例えば今後、どのような作業をされて、どのようなことをされるのか知りませんが、大体いつごろには、そういう目鼻をつけたいとか、そういう時期ですね、そういったものが、もう既にワーキングチームの答えを出してから、もう1年半が経過しているわけなんです。だから、今また、これから時間をどれだけ費やされるか知りませんが、大体どのようなころに、いわゆる町長がおっしゃるキャッチボールのボールを町民に投げられるのか、いわゆるキャッチボールの繰り返しとおっしゃいまして、まずは提案したいということをおっしゃいましたので、いつごろの時期にですね、まず基本的に町としての方針を、キャッチボールをされるのか、その点につきましては、いつごろでしょうか、めどは。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 20年でしたか、3月におっしゃった。

1 3 番（赤松孝一） 私が言ったのは21年3月。

町 長（太田貴美） 3月におっしゃっていただくときには、やはり庁内の光ファイバー網の設置等がきちっと、まだ、確立されていない状況の中で、先ほど言いましたように住民サービスをいかに低下させないという中で、やはりそれぞれのCATVを使ったり、あるいはインターネットを使ったりという、このツールとして住民サービスに大変大きく寄与する中身でありますので、それらも含めて、どうすれば町民の方たちのサービスが低下しないような方向に行くのか、それらについては、まだまだ、ある意味、見えていないところがありましたので、それにある程度、時間がかかったというふうにご理解いただけたらと思います。

ですから、今、今後しなければならないのは、一定の方向性を出してくれましたけれども、それじゃあ具体的に、そういう総合庁舎方式になった場合、出張所として、どれだけの規模のものが必要なのか、あるいはまた、それらについて、そういうものもなくしてでもいけるのかどうか等々、やっぱりもう少し慎重に、それらについては庁舎内で方向性を出すところまでする必要があるというふうに思っております。そういう意味では、まだ、なかなか厳しい状況ですけれども、できるだけ1年ぐらいのうちには、一定の方向性を出せるような案を皆さんにご呈示できればというふうに思っております。それによって、また、いろいろとご検討がいただけたらというふうに思いますが、もう少し町民の方たちからの意見を、この件についてだけでも聞いて回るといったらおかしいですけれども、そういうことが必要かなというふうに思います。

それから、ほかの建設をしなければならないかもしれない大きなものが残っております。先ほど出ておりました中学校の改築等の問題も、改築にするにしろ全面的に建てかえるにしろ、大変高額な金額がかかってまいりますから、町全体の財政的なことを考えた中で、やはり計画的に、それを進めていくということは必要かというふうに思っております。そういうことを考えますと、結局、平成25年あたりには、もうある程度、方向性をきちんと決めて、26年、27年あたりで改築をしていくというような形になるのが、財政的にも一番いけるのではないかなと思っておりますが、これもやはり、ある程度どういう形がいいのかということら辺ももっともっと真剣に考える必要があるかと思っておりますし、できれば、この4年間で取り組みたいことと申し上げましたのは、この4年間のうちには、ある程度の方向性を出したいと思っているという、これはマニフェスト、私自身のお約束ということはマニフェストでございますので、方向性を皆さんと一緒に考えていきたいと、そういう思いでございます。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） ちょっと町長、大事なことなので、もう一度確認しますが、今の町長の答弁ですと、大体1年後ぐらいにですね、庁舎内でいろいろと、角度から検討されまして、大体1年後ぐらいには方向性が見出せればと、違いましたか、違いましたら、また、訂正してください。私が今、受け取ったのは1年後ぐらいに方向性が見出せればと、その後、町民とのキャッチボールに、1年後ですと23年になりますね。24年ぐらいは、23年、24年ぐらいは、町民とのキャッチボールをしながら、25年ぐらいには決定、方向性が決まると。その上に26年、27年ぐらいで、それを実行されると、こういうふうに私は理解したんですが、それでよろしい

でしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） あらかたの予定はそうですけれども、一番大事なところは、その住民の方たちにとってサービスが低下しないような対応策がどこまで打ち出せるか、どこまで考えられるかというところですし、それらについて住民の方たちが納得していただけるかどうかということだろうというふうには思っておりますが、建設時期がずれ込んできたりいたしますと、それに伴って、それに取り組むのは遅くなっていくというようなことにはなってくるかと思っておりますけれども。

1 3 番（赤松孝一） そやけど、大体、私、言ったこと合ってますね。

町 長（太田貴美） そうですね。23年、24年で検討していくのかというふうに考えております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 町長のほうからの、いわゆる前提条件、先ほどの件ですね。いわゆるあるものを利用するという、きょうまでの合併協からの経過の中での基本的な考え方は、あるものを利用するということでありますが、例えば、町民とキャッチボールする中で、あるものを利用するののも一つの、これは一つのいい案であると。しかしながら、本当に必要な場所につくるも必要と違うかと。

例えばですよ、これはきょうまでの流れですわね。岩滝町が、当時は一番いいというみんなの意見で、首長さんと中心とした骨格の基本的事項は合意されたわけですからね。当然、合併協でも合意されると、当時はそこで、そこが本庁舎になるのが望ましいと。さっき町長がおっしゃったような病院もあれば、地域イントラネットもある、いろんな条件で、その当時は岩滝町が一番いいということになったわけなんですけど、今度、いわゆるワーキングチームの考え方では、いや、加悦庁舎が望ましいという答えが出ているわけですからね。だから、たった4年間の間ですが、いろんな環境の変化、いろんなことで変わったわけですからね。そういう中で、町民の中にも、あるものを利用するののも確かに大切だと、もったいない、あるものを利用しよう、それは大切なことだと。しかしながら、本当に3町の町民にとって一番適地がいいんじゃないかと、それはあるものではないしに新たな場所かもわからないがという意見が出た場合には、町長にとって、この意見はどのように受けとめられるでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今までにも合併した町が、それぞれに庁舎を建てたり、あるいはいろんな施設を建てたりしてこられました。その結果を見てますと、非常に惨たんたる状況が起こっているという現実もございます。これを何で3庁舎を、あるものを利用してということをお願いしたかと言いますと、やはり合併して、できるだけスリム化を図っていこうという中で、この庁舎にしましても、まだ建って10年ですか。たつか、たたないかぐらいだと思います。

そういう中で十分機能が果たせるものを置いて、何十億円かかるものを建てるということが果たしていいのかどうか、それらも考えますと、私の選択肢の中には新しい場所で展開するという、そういう考え方はございません。やはり一番初めからの、合併する前からのお互いの確認で来ていることですので、それについて、ずっと町民の皆さんにも説明をさせていただきました。当然の野田川ですから、中心が野田川やから野田川に持ってくればという、そういうご意見もございました。しかし、三つの町が一つになるということで、お互いが譲り合って到達した、あの

ときには三つの庁舎を使うという選択でしたので、それを総合庁舎として一つにまとめると、その場所については、いろいろとあるかも知れませんが、現実的に考えた場合、面積的なこと、十分これ、ここの加悦に若干の手を入れれば十分やっていけるというものがありますから、新しい庁舎を建てるぐらいなら、新しい校舎を一日でも早く建てることのほうが、私は選択はしたいと思いますので、今の私の考えの中には、そうしたことはございません。理解していただくように努力したいと思います。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 庁舎の統廃合につきましては、大変、きょうは詳しく町長が述べられましたので、大体方向性はわかりました。ありがとうございました。

次に、加悦中学校の件でございますが、これも先ほど1回目の答弁をいただきまして、大体わかったわけですが、あらかたは。

ただ、私一つ、これは質問というよりも、私の提案になりますけれども、今の場所で、今の加悦中学校が建っている場所に、耐震補強をされるにせよ、新たなものを建てられるにせよ。耐震補強なら今の場所ですわね。きょうまでのいろんないきさつを聞いていますと、教育長なんかのお話を個人的に聞いたりします中で、新たな全面的な改築が必要であろうと、あるとは言っとらん、あろうというふうな、きょうまでの経過を聞いていますと、恐らく私も全面改築であろうと、一部分の耐震化に対する改修工事じゃなしに、全面改築になるであろうと、きょうまでの建築年数等々も踏まえまして、そう感じています。

そういった全面改築ということを想定した場合の質問でございますが、私、あの場所に、またもう一度同じように、場所が変わる、あの面積の中に、また建物を建てられるよりも、新たな場所を求められるのもいいんじゃないかと。よりいいのではないかと思うんですが、これ先ほど来、財政の問題がありまして、お金の問題がついて回りますので、幾らいいことでも金銭的に無理かも知れませんが、基本的な考え方としまして、今の場所に、あの狭い場所の中に建てられるよりも、同じ全面改築をされるのならば、新たな場所を求められて建設されるのも一考ではないかというふうに私は考えています。

これによりまして、やはり旧加悦町地域内のインフラ整備、新たな当然、もしも万が一、加悦庁舎が本庁舎になるならば、これもそうでありまして、いわゆる加悦中学にしましても、私は新たな場所に求められるのがいいのではないかというふうに考えています。

理由はたくさんありますが、あえて一々申しませんが、こういった点につきましてですね、全くそのようなことは考えられないものなのか。これは考える余地はあるものなのか、この辺につきまして、町長のご見解を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 校舎につきましては、私、先ほどSI値と言ったような、IS値をSI値と言った、ちょっと間違えて、訂正させていただきますが、校舎につきましては、IS値が0.31であるために改築、要するに不適格改築要件としてIS値か0.3未満であればいいんですけども、そうではなく、0.31でございますので、国庫補助事業として原則3分の1ということに該当しないということです。

そこで危険改築という補助要件、これは耐力度調査をして、耐力度点数が1万点中

4, 500点以下に該当しないと、耐力度調査を実施して、そうでないと、危険改築の要件に該当すれば、すれば原則3分の1の補助が出るということです、これを待ちたいというのが一つ。

それから、また一方では、現在の場所でなく、今おっしゃったように他の場所に移転をして新築をしてはどうかとの考え方でございますけれども、新築する場合は、あくまでも統廃合による新增築や、教室不足を解消するためといった、そういう理由が必要となります。補助金としては、法律が施設整備費負担金、これは2分の1という制度がございますけれども、そういうことであれば2分の1の負担がいただけると、そうでなければ、ないということで、相当のひらきがございますし、当然この場合は、建設用地を新たに求めるという、また新たな支出が必要になってくるということになりますと、数値がどういう形に出るかは別としまして、あそこの場所で改築をするのか、耐震をするのかとしても、一番それが財政的な負担を考えますと、いいのではないかと、でき得れば危険だという認定をいただいて、全面改築ができますと非常にありがたいなというふうに考えております。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 限られた時間でございますので、加悦中学校の問題、この辺にしておきたいと思っております。

ここも、先ほどの庁舎とは、また別のことでございますから、やはり悔いのないような工事内容を、ぜひとも、これは教育委員会の仕事ではありますが、ぜひとも町としても積極的に、この件につきましては取り組みいただきたいと。特に、今の加悦中学校に行って思いますのは、グラウンドを供用しているという点が1点ありますね。それから、駐車場が非常にない、ないということはない、ありますけれども、非常に混み合います。その点につきまして、私いろいろと、いろんな角度から、もっとほかにも町の活性化、まちづくりという観点からも移転を望んでいる一人なんで、一人といいですか、私の意見なんです。加悦の在住の方にも、何人かの方とお話ししますと、やはり移転ができるものならしてほしいという意見も結構ございます。

今の財政的な問題で、やはりあくまでも圧倒的に不利なことになるのでは仕方ないですが、もし万が一ですね、そういった点をかいくぐってでもですね、そういうことを考えられるようなことがあるならば、また方策を考えていただきたいと、こんなふうに考えています。

それから、ごみの問題なんです、きょう、町長の発言の中で、非常に私ありがたいといえますか、感じたことの中で、民間活力をいかに利用できるかということもコンサルタントのほうに要請しているということでございましたが、それは間違いないですね。はい。

やはり、ごみの廃棄物の処理というものは、きょうまだ、行政の仕事の中に入っていますが、事実そうなんです、私は、この間も視察に行ってきたして、つくづく感じましたことは、先般の報告でも申しましたが、ごみ処理と、ごみの廃棄物処理というものが、やはり大きな大きな環境産業でありまして、我々の日々の生活、そして、いろんな産業、それから自然、そういったものとの共生をしなければならぬ。そして、この環境産業は間違いなしに現代社会に大きく貢献して、なおかつ、そのすそ野は非常に広いということ、本当つくづく感じました。そういった意味で、この今、丹後で、いわゆる地域の中での活性化を叫ばれる中で、一つの、これは福祉産業もそうですが、この環境産業も、大きな大きな一つのものになるというふうに思っています。

と申しますのも、ただ単に2市2町のごみだけではない、そんなことを言いますと、また大きな話になりまして、よそのごみまで受けらんことにはなりますが、そういった意味で、非常に広い広いものがございまして、ぜひとも、先ほど2市2町の枠組みが仮に外れても、これは1市2町でもしなければならぬ。もっと言えば、1町でもなければならぬ。これは必ずしなきゃならないことですので、ぜひともそういった中に、いわゆる民間活力の導入といったものがどういう形でできるのかと、この点につきましては、もう本当に十分に調査をしていただきたいと、こんなふうを考えています。

それから、仮にですね、仮のことを言うのはおかしいんですが、万が一、京丹後市が外れた場合ですね、こういった場合につきましても、やはり私は民間の力を借りるなら、力が欲しいなと思っていますし。

それから、あと4年間しかないですわね、宮津市の協定期間は。この間に果たして解決がしない場合にですね、持っていくところはございません。ところが、京丹後市は2017年までですか、ありますので、余裕があります。こんなことを、この場所で町長に質問するのもちょっと場違いかも知れませんが、こういう日々出てくるごみに対して非常に不安を感じているわけでございます。そういった意味の質問というふうにご理解いただければと思いますが、万が一ですね、4年の間にできなかった場合、このとき宮津市さんは協定期間が延長してもらえる可能性があるのか、それとも、もしもできなければ京丹後市さんにお世話にならなければならないのか、こういった選択をしなければならないわけです。私はそれを非常に憂いているわけございまして、この一般質問で、このような質問を町長にするのは確かにおかしいかも知れませんが、このような想定の中で、町長はどのように判断されますか。間違いなしに4年間に解決できるというのは一番ありがたいんですが、非常に不安を感じていますので、あえて、このような質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、ご質問の京丹後市の処理施設の設置期限が清掃工場よりも3年先になっているという点で、京丹後市との関係で調整が長引くことも考えられるという中で、その場合の対応はどうするのかということですが、今、研究の中で、みんなで考えておりますことは、両市の処理施設の設置期限は、それぞれ関係する地元との協定によって定められておりますので、宮津市清掃工場は平成26年3月、京丹後市の峰山クリーンセンターは、平成29年3月となっておりますために、京丹後市の施設のあり方も含め、宮津市清掃工場の設置期限までに新施設の竣工を目指して、調査研究を進めなければならないというふうを考えておりますし、また、それが稼働に間に合うのかどうか、また間に合わなかったらどうするのかということにつきましては、宮津市の清掃工場の設置期限は、地元の自治会の協定によりまして、平成19年3月27日までとなっておりますけれども、こうした、これにかわる施設の整備に7年間は必要だということで、平成26年3月までに設置期限の延長を申し入れられましたけれども、1年ごとに延長協議をすることで、今のところ地元自治会と合意をされております。

今回の研究会におきましては、平成26年3月の設置期限までに、施設の整備ができるように集中した、そうした調査や研究を行うということにしておりまして、間に合わせるために今回、研究会を設置して、今、言いましたように集中した研究を行っておりますので、間に合わない

きの対処方法というのは、はっきり申し上げて想定はしておりません。これに間に合わすんだということで、今の研究を進めさせていただいております。

途中、何回か各市町の職員が集まって検討をしてもらってますけれども、やはり気がもめますもんで、事あるごとに2市2町の首長が集まりますときには、たとえ5分で会って、今の状況報告をお聞きしたり、また、恐らく各議会でも、このことについては、皆さん、議員の皆さんも気をもんでおいでになると思いますので、お互いに調整をしながら、ハッパをかけ合いながら今やっているというのが現状でございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） ぜひとも、間に合うようにお願いをしたいと思っておりますし、きょう質問いたしました、庁舎の統廃合問題につきましても、やはり私は何も、どうしても今の三つがだめとは思っているわけでないんですが、やはり今後の合理的な面とか、いわゆる経費の節減とか考えれば1カ所に統合されるのも、これは当然、無理のない話であるというふうに思っておりますし、その中で職員の皆さんが加悦町という場所を選ばれたのも一定の方向性としては間違ってもいないと思っております。

しかし、やはり岩滝という場所にも本庁があり、合併協議会の基本的合意事項をトップバッターで決めたことでありますので、そういった辺のところの、今後、町民とのキャッチボールには十分な配慮をしていただきたいと思いますし、また、先ほど申しましたように、新たな場所という意見も町民の間ではございます。そういう意見もあるということです。私はそれを望むんじゃないし、やはりそういった中での、これから町長の任期が25年まででございます。やはりその間に、この点につきましても、十分な用意周到な、やはり町民に対してのキャッチボールの球をですね、最初のボールを、第一球目を十分なものを投げさせていただきたいと、このように要望して一般質問を終わりたいと思っております。

議長（井田義之） これで、赤松孝一議員の一般質問を終わります。

次に、8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8番、浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、がん対策についてから子宮計頸がん予防ワクチンの公費助成と、子宮頸がん検診の受診率を上げる取り組みについて。

また、もう1点は、ゲリラ豪雨災害の対応について、防災計画及び野田川洪水ハザードマップがゲリラ豪雨を想定しているか。また、ひとたび起これば被害が大きい深層崩壊の調査についての2点を町長にお伺いいたします。

まず初めに、がん対策についてであります。ここに9月6日の京都新聞の記事がございます。これは9月6日でございます。一般質問の締め切りが1日で、その5日後の記事でございます。この京都新聞の中で、第5面になりますが、「知ってナットクニュースのポイント」というところにですね、ワクチン接種で子宮頸がん予防、公費負担助成進むという記事がございます。

これ、読んでみますと非常にわかりやすくですね、何と申しますか、今回、私が言いたいことがそのままずばりまとめて、コンパクトにまとめて、なおかつ対話形式で書いてありまして、非常にうれしいような、ちょっとやりにくいような、こういった複雑な気持ちであります。そう

した中でありますが、一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

子宮頸がんは、女性特有のがんとして、乳がんに次いで2番目に多い病気です。日本では、年間1万5,000人が病気にかかり、約3,500人が死亡していると言われております。1日当たり約10人です。また、世界では年間に50万人が病気にかかり、27万人が死亡しているとされ、2分に1人の女性が大切な命を失っていることとなります。もともとは、30代後半から40代の女性に多い病気でありましたが、最近では20代の若い女性が病気にかかる例がふえてきており、20代から30代の女性においては発症するすべてのがんの中で第1位であるというふうに言われております。若い女性が病気にかかれば、例えば、子供が、まだ小さかったり、また妊娠中であつたり、出産経験のない女性が発症したりします。

今からちょうど10年前になりますが、タレントの向井亜紀さんが、妊娠がわかったときに子宮頸がんが発見され子宮を全摘出されました。その後の記者会見で、若い方に検診を受けてほしいと、検診の大切さを涙ながらに訴えられていた姿は記憶に残っているところでございます。

この子宮頸がんは、(HPV)ヒトパピローマウイルス、非常に言いにくいんですが、が原因であるということがわかってきております、ほとんどの女性が一生に一度はこのウイルスに感染すると言われております。しかし、10人中9人は免疫力でウイルスを追い出せるわけですが、まれに持続感染すると細胞が変化し、進行が進むとがん細胞へと変化するというふうに言われております。

このウイルスは、100種類以上のタイプがありますが、中でも子宮頸がんの発症の原因の約7割を占めると言われるのが16型と18型のウイルスであります。この2種類のウイルスの感染を予防するのが子宮頸がん予防ワクチンであります。世界では、既に100カ国以上の国で承認がされ、その多くの国で、主に10代の女性を接種対象に公費助成が進んでおります。日本でも、昨年の10月に国で承認がされ、子宮頸がん予防ワクチンが承認され、12月から販売が始まりました。このワクチンは、半年間で計3回の接種が必要で、費用が4万円から6万円と、高額なことから、諸外国の多くは、先ほど申しましたように、公費助成で接種を行っております。また、ワクチン接種の費用の効果は、子宮頸がんの予防だけでなく医療費の抑制にもつながるとの試算もございます。

自治医科大学附属さいたま医療センターの今野教授らによれば、12歳の女子にワクチン接種した場合、がんの発生数、死亡者数とともに73%も減らすことができ、しかも約210億円の接種費用に対し、約400億円の医療費などを削減できるとのことです。これは予防措置にかけた費用の2倍の効果があるということでもあります。また、30歳の女性に接種した場合でも、約50%の発症を抑えることができ、29歳までは、ワクチンの接種費用よりも医療費の抑制のほうが大きいとされております。こうしたことから、子宮頸がんの発症を防ぐワクチンに対し、接種費用の助成を行う自治体が相次いでいます。昨年12月に、公費助成の実施を表明した、新潟県魚沼市を皮切りに6月現在で114の自治体にまでふえております。

冒頭に紹介いたしました京都新聞の、この記事にもですね、京都府もワクチン接種費用の助成制度の準備を進めているという記事が掲載されております。この記事を読みますと、恐らくは、公費助成を行う市町村に対して、京都府が助成するものだというふうに認識しております。まさに、こうした、今こそ子宮頸がんの発症をゼロに近づけるため、与謝野町でもワクチン接種

に対する助成制度を創設をすべきと考えますが、町長のご所見をお伺いします。また、このワクチンの効果があるのは、さき上げてましたように、子宮頸がんの原因の約7割を占めるウイルスに対してのみであり、それ以外による発症を防ぐには定期的な検診が欠かせません。子宮頸がんは、他のがんと違い、検診で、がんになる前の状態を発見できるため、定期的を受診すれば約80%が早期発見が可能と言われております。しかし、日本では検診受診率が2割程度と、欧米の7から8割と比べ、極めて低く、受診率の向上に努める必要がございます。そこで、当町でも子宮頸がんの検診を実施しておりますが、この与謝野町の受診率とまた受診率を上げる取り組みについてお伺いいたします。

次に、2点目のゲリラ豪雨災害の対応についてお伺いいたします。

地球温暖化に影響してか、雨の降り方に変化が生じてきております。1時間の降水量が50ミリを超える豪雨が増加傾向にある中、ときには100ミリを超える集中豪雨もふえてきております。局地的に襲うゲリラ豪雨という言葉が、もう一般的になり、ニュース等でも目を疑うような映像が映し出されておるところでございます。

私のところは大丈夫だろうかという町民の方の不安の声をお聞きするところでございます。また、土砂災害の発生件数も、過去10年間の平均で1,000件を上回っているとのことであり、気候変動による災害続発にどう対応するのか。被害が甚大化する集中豪雨や土砂災害の現状に、どのように対応し、町民の生命と財産を、どのように守っていくのか。地方自体に課せられた喫緊の課題であると認識しているところでございます。

気象庁が、ことし6月末に発表した気候変動監視レポート2009によれば、全国約1,300カ所にある地域気象観測所が観測した1時間の降水量が50ミリ以上の豪雨の年間発生回数は、1976年から86年までの平均で160回だったのに対し、98年から2009年までは233回に急増しております。また、1日に降る雨の量が400ミリ以上となるケースも同期間の比較で、年間平均4.7回から9.8回と倍増しており、豪雨の発生回数は明らかにふえてきております。それに伴い増加傾向にあるのが、がけ崩れや土石流などの土砂災害でございます。国土交通省の調査によれば、1999年から2008年までの10年間に起きた土砂災害は、年間平均で1,000回を上回る1,051件、それ以前の20年間の発生件数と比べると約1.2倍にふえております。同省は気候変動の激化に伴い、近年の土砂災害は増加、激甚化の傾向にあると指摘しており、今後も地球温暖化が進行すれば、この傾向が継続すると予想しております。

そこで、町長にお伺いしますが、与謝野町の防災計画及び洪水ハザードマップは、このようなゲリラ豪雨災害を想定しているものになっているか、お伺いいたします。また、最近山が岩盤部分から大規模に崩れる深層崩壊による被害も目立ってきました。深層崩壊とは、厚さ0.5から2メートルの表土層が崩れる表層崩壊とは異なり、表土層の下の岩盤までもが同時に崩れる現象で、大きな土砂の塊が崩れるためにピードは速く、広範囲に土砂が流れるのが特徴でございます。長年の風化などで、岩盤がもろくなったところに豪雨や地震などが発生すれば、深層崩壊が起こる可能性があると言われております。ひとたび起きれば、規模が大きいだけに、被害が甚大になる可能性が高い深層崩壊の被害を防ぐためには、発生の危険がある場所や崩壊する土砂の規模など、あらかじめ調査しておくことが必要と考えますが、町としての対応をお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（井田義之） 浪江議員の質問の途中ですが、ここで15分間、2時45分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時30分）

（再開 午後 2時45分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、浪江郁雄議員の一般質問を続行します。
答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 浪江議員、ご質問の1番目、がん対策についてお答えいたします。

ご質問のとおり、子宮頸がんは唯一予防できるがんと言われており、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチン、子宮頸がん予防ワクチンが昨年の10月に国で承認されました。このワクチンは11歳、小学校6年生から14歳、中学3年生の女性を推奨年齢にして、初回接種と、その1カ月後、6カ月後の合わせて3回の接種が必要であり、1回の接種にかかる費用が約1万5,000円、3回の接種で4万5,000円と高額であり、また、任意接種のため全額自己負担となることから、公費での助成を求める声が上がっているところでございます。

ご質問の1点目、与謝野町でも積極的に取り組むべきではについてですが、まさしくグッドタイミングで現在、全国で126の自治体が助成制度を設けるなど、支援が広がっております。また、国では来年度から助成事業の実施に向けて、現在、調整が図られているところでございますが、京都府では山田知事の、「ワクチンで予防できる病気なので、国の制度を待たずに市町村と連携して進めたい」との方針により、9月補正予算に市町村への補助金が計上されました。これを受けまして、本町でも、今年度におきましては、中学3年生を対象として個人負担が3分の1、残りの3分の2を京都府と町で支援することとし、それにかかります経費を急遽、この後の補正予算に追加提案させていただく予定をしております。

事業の実施につきましては、今後、医師会との調整や対象者への周知、広報などに時間を要することから、来年1月ごろからの接種になるものというふうに考えております。なお、この子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスのうち2種類、16型と18型に対し感染予防が可能で、日本人の子宮頸がんの約6割が予防可能と言われております。しかし、日本人はヒトパピローマウイルス（HPV）の52型や58型に感染している人も比較的多いと言われ、ワクチン接種後も子宮頸がんの定期検診は必要となります。

次に、2点目の子宮頸がん検診の受診率と、受診率を上げる取り組みについてですが、子宮頸がん検診は、厚生労働省のがん検診指針に基づくもので、本町では自己負担なしで20歳以上の女性を対象に2年に1回の隔年受診として実施しております。2年に1回の隔年受診でありますので、受診率は2年間の受診者数を分子として計算しております。平成20年度の受診率は全国では19.4%、京都府14.5%、与謝野町39.1%で、本町の受診率は全国や京都府より高くなっております。平成21年度からは、子宮頸がん検診が妊婦健康診査の1項目として実施されるようになり、平成21年度の本町の受診率は45%とふえております。

受診率を上げる取り組みといたしましては、8月から9月に実施しております町の集団検診で

は、すべての検診が同時に受診できる体制を整えております。また、集団検診以外に医療機関で受診していただく個別検診も実施しており、期間も6月から11月の半年間とし、受診しやすい体制づくりに努めております。

集団検診につきましては、申し込みにより検診案内をしておりますが、医療機関受診の個別検診に関しましては、申し込まなくても受診していただけるよう、20歳から74歳の該当者全員に医療機関受診の案内を送付しております。また、子宮頸がんは、この20年間で20歳から30代に急増していると言われていたにもかかわらず、若い年代の受診率が低い状況であり、昨年度、国の補助事業として取り組むことになりました女性特有のがん検診推進事業により、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の節目年齢の女性を対象に受診勧奨として、検診手帳を送付いたしました。

女性特有のがん検診推進事業では、検診手帳は無料クーポン券つきですが、本町はもともとすべての検診を自己負担なしで実施しており、既に案内を済ませておりましたので、該当者に改めて受診勧奨をさせていただきました。その結果ですが、20代の受診者数が平成20年度27人だったのが、平成21年度は51人とふえ、若い世代への受診勧奨の必要性と効果を実感し、今年度からは乳児健診に来られたお母さんたちに、子宮頸がん検診受診勧奨のチラシを手渡しし、保健師から受診勧奨をしており、一人でも多く女性が、2年に1回は子宮頸がん検診を定期受診していただき、子宮頸がんから身を守っていただきたいというふうに取り組んでおります。

次に、質問の2番目、ゲリラ豪雨災害の対応についてお答えいたします。

議員もご承知のとおり、平成19年3月に与謝野町地域防災計画を策定し町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを、その目的とし、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項、その他必要な事項につきまして、町防災機関、関係機関等が果たすべき責務や役割を定めております。この計画に基づき災害の種類や防災指令の発令基準に応じて災害警戒本部、あるいは災害対策本部を設置し、防災体制を整えることとしております。近年は、年々、全国各地で突発的で局地的な、100ミリにも及ぶ集中豪雨が発生しており、気象庁は気象用語として用いておりませんが、ゲリラ豪雨という名称も使用するようになってきております。

防災計画では、ゲリラ豪雨とは表記しておりませんが、相当な集中豪雨があり、あるいは、なお相当な降雨が予想されるときなどと表記し、災害対策本部、あるいは災害警戒本部を速やかに設置し、災害への備えをとることとしております。また、気象庁などの情報により、相当の降雨が予想される場合は、各庁舎において町内の災害監視箇所に職員を配置し、監視する体勢をとることとしております。

与謝野町洪水避難地図、いわゆる野田川洪水ハザードマップでございますが、平成18年に策定し、二級河川野田川がはんらんした場合に想定される浸水状況と、避難場所等を示しております。平成16年10月に大きな災害をもたらしました23号を想定し、1時間雨量53ミリ、24時間352ミリの雨量を想定して策定し、この想定以上の降雨が発生した場合は、さらに浸水区域が広がり、想定浸水深が深くなるということでございます。なお、この想定には支流河川等や内水、高潮によるはんらんは考慮されてございません。

次に、議員、ご指摘の深層崩壊でございますが、これは山崩れ、がけ崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけではなく、深層の地盤までもが崩壊す

る規模の大きな崩壊現象です。そのため、一度発生すると大きな被害を及ぼすことがあります。

国土交通省では、8月11日に深層崩壊に関する全国マップを作成し、公表しております。このマップは、深層崩壊の発生頻度を示したものであり、丹後地域は比較的発生の頻度は低い地域とされております。今後、国土交通省では、発生頻度が高いとされる地域の詳細な調査を進めていく計画であり、その他の地域におきましては、調査の簡素化などを図り、対応を進めていく計画であるというふうに承知いたしております。

与謝野町としては、現在のところ町単独で深層崩壊の調査を進める予定はございませんが、現在、土砂災害防止法に基づき、溪流や急傾斜の調査を京都府との共同で行ってございまして、土砂災害警戒区域等の指定をすることにより、地域の町民の方々が危険箇所を把握でき、避難経路が確認できるよう順次、取り組んでおります。現在の区域指定の状況でございますが、野田川区域につきましては、既に平成20年度までに全区域完了しており、21年、22年度にかけては加悦地域、23年度以降は岩滝地域の指定に向けて調査を進めております。なお、この調査結果を踏まえて、地域住民への説明会を実施し、各地域の、どこの箇所が土砂災害の危険な区域であるのか。また、豪雨の場合の速やかな避難準備や避難行動などに関して、引き続き啓発、注意、喚起を行っていくこととしております。

以上、浪江議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま答弁をいただきまして、このワクチン接種の公費助成につきましては、実施の方向で補正予算を計画されているということで、非常によかったなと思っておるわけですが。この予防接種につきましては、今さら言うわけでもないんですが、20年9月には肺炎球菌のワクチンを一般質問させていただきました。また19年9月にはインフルエンザの児童・生徒に助成をお願いしてまいりましたが、予防接種法に基づく、それに基づいて行っているという形で、なかなか予防は、あくまでも個人の責任でという答弁でございました。

今回、そういった中でもですね、やはりこの、がん対策といいますが、生命にかかわるという形で、町長のほうも、そういったことに重点を置かれて決断をしていただいたというふうに思っております。この兵庫県の明石市でございまして、これは全額補助を決めたところでございまして、兵庫県のがんセンターの所長が、院長がですね、こういった取り組みは20年、30年後に必ず生きてくるという、こういった談話を紹介されてございまして、まさしくそのとおりであろうというふうに思っております。また、内容についても、いろいろとお聞きしたいわけですが、補正のほうでまた上がってくるという形で、こちらのほうでいろいろと聞かせていただきたいというふうに思います。

それで次に、受診率の今、答弁がございましたが、話を聞いていますと、非常に与謝野町は高い受診率で報告を今いただきました。1回目の質問でも申し上げましたように、全国平均で約24%ぐらいというふうに言われております。それで、先ほどの答弁の中で、例えば年代別に受診率なんかをデータを取っておられるかなというふうに思いまして、例えば20代でありますとか、30代でありますとか、こういったあたりデータがもしございましたら、お聞かせしていただきたいというふうに思っております。このあたりはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 年代別の受診者数につきましては、現在、把握いたしております。率では出しておりませんが、大体、どの年代も200、総なべて言いますと、20代が108名ということで少し少ないですけれども、30代が237名、40代が259名、50代が251名、60代が275名、70代が132名、80代が8名、計1,270人と、昨年の946人に比べまして、1,000人台ですから、300人ほどふえているんですか、そういう状況でございます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、答弁ございましたように、やはり20代が特に少ないという形で、これはですね、全国的にも、そういう傾向がございまして、例えば30代で10%ぐらい、また20代になりますと5%に満たないという形で、非常に若い方が受診をされていないと、こういったあたりで理由等アンケートをとりますとですね、忙しくて時間がないとか、面倒であるとか、そういったことに加えましてですね、この検診が、がんを予防するという、こういった認識がなかなか浸透していないとか、それが大きな原因ではないかなというふうに思っております。このあたりでもですね、与謝野町、非常に高い受診率がございしますが、それでもまだ40%ということで、39.1%ですか、まだ受けておられない方もあるわけですから、こういったあたりを周知徹底といいますか、啓蒙といいますか、こういうふうにしていただけたらなと思っております、このあたりについて、お伺いがしたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 20代の方の受診者数を見ておりますと、妊婦健診なんかによりまして、受けておられる方が、やはりございますので、なかなか出にくい中で、そういった幼児健診や、そういうときに兼ねて、やはり検診を受けられることを勧める指導を、今まで以上に、やはり強化していく必要があるかなと思っておりますし、また改めまして、町のほうでも今回、取り組みます事業のお知らせ等も含めて、これらについてももう少し啓発していく必要があるのではなからうかというふうに思っております。そうしたことを担当課でも積極的に取り組むようにさせていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 次に、ゲリラ豪雨対策災害の対応についてでございますが、先ほど答弁ございましたように、この洪水ハザードマップ、これは53ミリを想定してというのほうたつてあるわけでございます。しかしながら、近年、申しましたように、こういった非常に大雨が、集中豪雨が降る中でございまして、これは河川法ですかね、そういったあたりにかかわってくるのが、ちょっと余り詳しくないんですが、50ミリを目安にすると、治水整備等を進めている、こういったこの50ミリ規制というのもですね、やっぱり見直しといいますか、そういう時期に来ているのではないかなというふうに思っているところでございます。

それから防災計画等、避難の誘導でありますとか伝達方法でありますとか、細かく記載しているわけですが、こういったあたりでもですね、やはりこういう災害が変わってきていますから、このあたりも一度、見直しといいますか、手を加えるといいますか、こういったあたりも今後、必要になってくるのではないかなというふうに思っているところでございますが、このあたりの対応について、もう一度お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） なかなかこのゲリラ豪雨といいますのは、名のとおり、なかなか予想が困難です。本当に集中的に、少し、もう本当に10メートル離れると全く雨が降っていなかったりというふうな、そういうことで、その想定が非常に難しいわけですがけれども、やはりそういう情報等を早く警戒をすることができ得るように、できるだけ予防といいますか、早目の避難ができるような対策を考えていく必要はもう少し練る必要があるかというふうに思います。

しかし、現実のところ、そうしたものを把握するには、非常に困難な状況だというふうに思っておりますし、たとえ把握したとしても、あれだけいつときに降りますと、手の施しようがないというのが現実ではなかろうかなと思います。しかし、そういった予想ができるものについては、できるだけ早目、早目の避難をしていただくなり、対策を練っていくということ、やはりする必要はあるんじゃないかなというふうに思っております。また、それらにつきましても、内部で検討はさせていただきたいと、もう一回確認し合うという意味で、する必要があらうかというふうに考えております。

8 番（浪江郁雄） 終わります。

議 長（井田義之） これで、浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

次に、10番、山添藤真議員の一般質問を許します。

山添議員。

10 番（山添藤真） 皆様、こんにちは。山添藤真でございます。

子供たちの夏休みも終わり、ランドセルを背負った小学生たちが地域をにぎやかにしてくれる季節となりました。そして、季節がめぐるのは早いもので、4月に行われました与謝野町議会議員選挙の改選から早くも5カ月の月日がたとうとしています。

私は、先の与謝野町議会議員選挙におきまして、1,334票の得票を得まして初当選の栄誉を得ることができました。町民の皆様のご期待に添うべく、一生懸命頑張っておりますので、今後とも、どうぞご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問を始めたいと思います。

一般質問通告書におきまして、私は当町における教育理念及び政策を問うと、地域活性化を問うの、二つの質問案件を提出いたしました。それぞれの案件に則しまして、質問と、その要旨をご説明したいと思います。

一つ目の提出案件は、当町における教育理念及び政策を問うでございます。言うまでもなく子供たちは21世紀の未来へ向かって生きていきます。であるならば、子供たちに身につけてほしい力は、21世紀の未来を生き抜く力以外の何ものでもありません。この視座に立ったとき、子供たちが生きることとなる21世紀の未来を予測し、未来を生き抜く力の養成を目的とした教育政策を実行していく必要があると、私は考えています。

加えて、現政権与党である民主党の教育政策の重要な柱には、教育の地方分権化がございます。党の基本政策でもある地方分権の精神を教育にも適用し、教科書やカリキュラムといった教育の中身を決定する権限を文部科学省から各地方自治体へ移管することで、それぞれの地域が地域性を生かした教育を行うべきとしています。このような時代のすう勢を見ても、今後、各地方自体の教育委員会が担う、その役割は、今以上に大きなものとなると予測されています。

以上を踏まえまして、第1点、子供たちが生きる21世紀の未来をどのように予測されているのか。第2点、その予測に準じ、教育政策を立案し、実行しているのか。そして、第3点、子供たちにとって21世紀の未来を生き抜く力とは何であるのか。以上、3点を教育長へお伺いいたします。

二つ目の提出案件は、地域活性化策を問うでございます。

少子高齢化に伴い、当町の人口減と高齢化は緩やかに進行しており、それに加えて、長年にわたる若者世代の都会への流出は、当町の人口ピラミッドをより複雑な不安定なものとしています。また、こうした当町における働き手世代の減少は、そのまま税収減に直結しており、地方債や、国からの地方交付金に頼ることで、何とか運営されている町の財政も深刻化しています。こうした深刻さは、いまや統計上、数字上にあらわれるだけでなく、空き工場や耕作放棄地に代表されるように、私たちの日常生活の中で目に見える形となって当町の衰退を、残念ながらあらわしています。こうした状況の中で町主導の地域活性化策の模索と実行は急務だと言えます。

以上を踏まえ、第1点、当町の主な地方活性化策と、その成果を確認させていただきたいと思えます。

第2点目、これから申し上げる事項についてのご見解をお伺いいたします。

私は4月以降、ふるさとである宮津、与謝を離れ、都会で暮らす若者世代との交流を目的とし、東京、京都、大阪で同郷会、同じ郷土の会を開催しています。彼ら、彼女らは高校までを与謝、宮津で過ごし、大学、専門学校等の進学を機に都会へ住んで、そのまま就職しているような、周りを見渡せばどこにでもいる私世代の友人、もしくは皆様世代の子供さんやお孫さんでございます。私はその同郷会を通して、これまで約50名の方々にお話を聞いてまいりましたが、彼ら、彼女ら50名中50名が、遠く離れた場所にいながらも、ふるさとを思っていると答えています。夏がくれば同級生たちと踊った盆踊りを思い出し、冬が来れば家族で聞いた除夜の鐘を思い出すそうです。そんな、ふるさとを離れたものの、今も変わらず感情的なつながりを保ち続ける彼ら、彼女らは、当地域の潜在的な住民だと言えるのではないのでしょうか。

私は、地域活性化を考える際に、この潜在住民へ地域の情報を的確に届けることで、地域活性化の新たな領野が開けてくるのではないかと考えています。なぜなら、現代社会において、地域の活性化というのは、地域をめぐる情報の活性化だと定義づけることができると考えるからでございます。まず、地域をめぐる情報が活性化し、その結果として地域に対する注目が集まり、内外の人々が活動的になり、それは地域再生の前提でもあると考えています。この観点からとらえたときに、潜在住民の活性化がもたらす価値ははかり知ることができません。彼ら、彼女らの中の潜在住民の部分が活発になるということは、遠く離れた彼ら、彼女らが地域について考えたり、話題にしたりするということを意味します。つまり、遠く離れたところで地域を話題にする、潜在住民の一人一人が地域にとっての広告塔であるということです。さらに、潜在住民と地域の結びつきは、過去の経験に基づいているため、地域は一時的ではなく持続可能な関係を初めから期待できます。広告塔としての価値と同時に、潜在住民は消費者としての価値も持っています。心情的な結びつきは、地域への頻繁な訪問や帰省につながるし、観光資源や特産物の消費にも直結いたします。

また、潜在住民は、地域から離れているため、異なる視点を地域にもたらすことができます。

町主導のまちづくり議論から観光地、商店街の商品開発まで、その視点がもたらす機会は少なくないと思われます。一方で潜在住民の生活の基盤は別の場所にあるため、彼ら、彼女らに過剰な役割を求めることはできません。また、同様の理由で、彼ら、彼女らを新たに組織化することは難しいと思われます。このあたりのバランスをとり、潜在住民をうまく活性化することができれば、彼ら、彼女らの地域活性化への参画を得ることができます。

先ほど来、申し上げているように、その第一歩目は潜在住民への地域からの適切な情報提供でございます。幸いなことに、インターネットを初めとする通信手段は、そうした方法を具現化するためのさまざまなコストを劇的に引き下げています。活性化と参画のループを繰り返し強化することで、人々は地域に潜在住民として、例えば、ふるさと納税することになるのかもしれませんが。しかし、あくまで、それは地域再生のループ中の一つのプロセスにすぎません。ただいま申し上げた、潜在住民を巻き込んだ形での町の活性化を行うためには、地域に感情的なつながりを持ち続ける彼ら、彼女らが、この地域の住民なんだという意識を町政が持つことも大切です。

以上、潜在住民への地域の情報を的確に届けることで、地域活性化への新たな領野が開けてくるのではないかと主張させていただきましたが、町長のご見解をお伺いいたします。

以上をもちまして、第1回目の質問を終わります。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 初めに、山添議員の初めての一般質問の最初の答弁者となりましたこと、まことに光栄に存じております。ありがとうございます。

それでは、山添議員の私へのご質問にお答えさせていただきます。

それに先立ちまして、日本の教育の特質につきまして、若干述べさせていただきます。日本の教育というのは、憲法で保障されています教育の機会均等の理念に基づきまして、いわゆる、どこでも、どこにいても教育は同質、同レベルの教育が受けれるという、いわゆるナショナルスタンダードを設けているところに特色があります。したがって、先ほど当町におけるということ質問でなされたわけでございますけれども、基本的には、そのナショナルスタンダードの中で、ずっと教育は行われておりまして、その中で地域の特性を生かした教育が行われているというのが日本の教育の特質と言えらると思っております。

それともう一つは、先ほどの質問の中では、通告では2点であったわけでございますけれども、当町の子供たちにどのような力をつけるのかというのが新しく加わっております。それにつきましては、ご質問の1点目でも、そしてまた2点目でも、その中で触れさせていただきますので、ご了解いただきたいと、そのように思います。よろしく申し上げます。

それでは、まずご質問の第1点、子供たちが生きる21世紀の未来像の予測についてであります。皆様方、教育にかかわるいろいろな場で21世紀の社会を語る文言として国際化、高度情報化、少子高齢化など、変化の激しい社会という表現がよく使われております。この文言につきましては、ご存じのとおり平成18年12月に制定以来、60年をたつて初めて教育基本法が改正されました。それを受けまして、文部科学省の諮問機関であります中央教育審議会が、直ちに開催されまして、そして平成20年2月に、その中央教育審議会の答申が出されました。その答申の中で21世紀を、このように予測しております。

21世紀は、新しい知識、情報、技術が、政治、経済、文化を初め、あらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる知識基盤社会の時代であると。その知識は、日進月歩し、競争と技術革新が絶え間なく生まれ、国境を越えてグローバル化が一層進行する。こうした社会は、旧来のものの見方や考え方の枠組みの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考に基づく判断力が一層重要になると予測をしています。この予測を受けまして、先ほど申しました文言が総括的に述べられておるわけです。今日のさまざまな社会の状況の変化を見ますときに、よしあしは別といたしまして、基本的には、こうした潮流の中にあるのではないかと考えております。そのため、学校における教育内容を示しています学習指導要領では、いわゆるナショナルスタンダードがこれに当たっていきます。では、こうした変化の激しい社会を担う子供たちに必要な力をつけることについて、次のように規定しております。

基礎、基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようとも、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、みずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力であるとし、この理念を生きる力として総括的に呼んでいます。こうした理念、力は、21世紀には、ますます重要性を増すものとしまして、小学校では来年度から、中学校では再来年度から新しい学習指導要領が全面、完全実施されます。その中に、盛り込まれておるところであります。

次に、第2点の、その予測に対する教育施策を、どのように立案し実行しているかについてであります。議員もご案内のように、現在、我が国の教育は大きな転換期にあります。さまざまな教育改革が進められております。先ほどお述べになられたとおりであります。それらの教育改革を受けまして、京都府におきましては、「『京の子ども、夢・未来』プラン21」を策定し、21世紀を担う子供たちが、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力など、生きる力を身につけ、夢や希望を持って世界に羽ばたく人づくりを目指したさまざまな教育施策が推進されているところでございます。したがって、本町におきましても京都府教育委員会の指導の重点や、今も述べました「『京の子ども、夢・未来』プラン21」に基づいた町の指導の重点を策定し、各校、園や関係機関における教育推進の指針としているところであります。

少し紹介させていただきます。まず、学力の充実、向上と、個性を伸ばす教育の推進、この柱立てをしております。ちょっと詳しく言いますと時間がないので、議長のほうから言われますので、柱立てだけを第1問目の答弁とさせていただきます。

次に、もう一つの柱立ては豊かな人間性の育成と、健康や体力の向上を図る教育の充実です。

それから、次の柱は、社会の変化に対応する教育の推進であります。そして、もう1本の柱は府民、町民の信頼を高める学校づくり、この大ききは四つの柱立てによりまして、その柱のもとに、さらにもう少し具体的な施策を盛り込みまして、教育に当たり推進しているところでございます。いずれにいたしましても、理念や目標を実現するためには、現状、実態に立脚した、より効果的な施策を構築し、地道に帆を進めることが大切であると考えております。与謝野町で生まれ育った子供たちが、ふるさとに誇りを持ち、夢や希望を持って社会に羽ばたいていけるような教育の推進に向けて、一層力を尽くしてまいりたいと考えております。

終わりに、議員の皆さんのさらなるご理解とご支援をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

たきます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 次に、2番目のご質問、地域活性化策を問うについてお答えいたします。

少子高齢化に伴う町の衰退は、与謝野町に限らず、全国的な問題となっております。本町におきましても、合併時の人口は2万5,583人でしたが、本年8月末現在では2万4,606人と、977人も減少しているところでございます。合併後に取り組んできました地域活性化策は、旧町から引き継ぎ、新町としてさらに充実したものや、新たな取り組みとして実施しているものもございます。

例えば、町体育協会によります与謝野町一周駅伝競走や、商工会青年部主催のイベント事業など、旧町の枠を超えた取り組みが行われております。町は、これらの事業を町主導ではなく、それぞれの団体の自主的な取り組みとして後方支援する立場に回っております。総合計画の基本的な考え方であります自助、共助、商助、公助によるまちづくりを進めていくこととしており、みずからできることは自分たちの考え方で取り組んでいただいております。また、旧野田川で取り組んできました公民館事業を広めていくこととし、地区公民館活動推進モデル事業を地域の理解と協力を得ながら、進めてきているところでございます。地域活動の拠点として公民館を位置づけ、地域住民の参画のもと創意工夫を凝らしていただき、地域活性化につなげていただいております。

一方、町では情報化による地域活性化、住民参画を目的に有線テレビ拡張事業に取り組み、情報の共有化はもちろんのこと、住民と一体となった番組づくりを今後も心がけていきたいというふうに考えております。地域の活性化を考えますとき最も大事なことは、住民一人一人がまちづくりに参画できることだというふうに思います。そのためには情報を共有し、お互いが議論できることであろうというふうに思っておりますので、有線テレビのツールを活用し、徹底した情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。ほかにもさまざまな取り組みをしておりますが、その成果を数値的に求めることは、私は困難であるというふうに思っております。地域の活性化の実現を目指し、その時代に適用した施策を推進していくことが行政に与えられた使命であるというふうに考えております。

山添議員さんが、ふるさとを離れた人たち、潜在住民というふうにおっしゃいましたが、本当に与謝野町を離れられた方の地域活性化策への参画もでございます。これは丹後人会等の集まりにご招待をいただいておりますので、出席をさせていただいて、いろんな方々からご意見を聞かせていただき、情報の収集に努めているところでございます。また、以前に第1次与謝野町総合計画を策定しております中で、町内出身者の方々からメールでまちづくりに対するご意見をいただいたことがありました。これはまさに行政参画であり、ふるさとを思う気持ちのあらわれであったというふうに思います。

今は情報化の時代であり、ホームページ等を活用し、町外へもさまざまな地域情報を発信していきたいというふうに考えております。また、希望者の方へは、広報よさの配布も継続して実施しております。平成20年度からふるさと納税の制度がスタートいたしました。毎年多くの町内出身者の方から、まちづくりのためにと熱い志のご寄附をいただいております。これは地域活性化に期待した行政参画の最たるものであるというふうに考えております。このような、皆様

方の意に沿うような、また住民の皆様と一緒に、地域活性化につながるようなまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、山添議員の答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 教育長、ご答弁ありがとうございます。

私の話をさせていただいて、大変恐縮なんでしょうございますが、私は高校卒業以来、約10年間、この地を離れてまいりました。この10年間の期間に、私はふるさを思う気持ちがあったからこそ、自分自身、お尻をたたきながら頑張ることができたと感じています。その確かに、各地方自体が行います教育の政策は国の、そして府の政策に大きく左右されるものだと思いますけれども、ふるさを、例えば、思う気持ちの醸成というのは、各小学校、中学校、高校、そして地域社会が担うことのできる教育だと考えていますが、教育長のご見解をお伺いいたします。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えをいたします。

先ほど、柱立てだけ述べさせていただきましたけれども、子供たちがふるさを愛する気持ち、そしてまた、ふるさを誇りに思える、その教育の推進というのは、これまた教育基本法改正の中で、新しく入れられた条文でございます。当然、それを受けまして、先ほど申しましたように、学習指導要領の中でも、それはうたわれてきておるわけでございます。

したがって、各学校におきましては、そのふるさを勉強していく、そして、ふるさを知っていく、その中でふるさを誇りに思い、そして、ふるさを愛する、その心を養っていかうとしております。具体的には、多く取り入れられるのは、総合的な学習の時間に自分の地域のこと、ふるさとのことを勉強をしていきます。そして、よく自分のところを知っていくと、その中から、そうした心をはぐくんでいくというふうに努めております。それから、また、本町におきましては昨年度、社会科の教師たちが自主教材としまして、ふるさとの、その与謝野町の簡単な歴史、学年が3、4年生対象のやつでございますので産業、それから地理、そうしたものを一応網羅しました副読本をつくりまして、そして、その教育の一環に用いているところでございます。

いずれにいたしましても、私は自分が生まれ育ったところ、ふるさを、やはり誇りに思い、それから愛することは、人間としてすばらしいことだと思いますし、また、それが生きがいにつながっていくものだと、そのように思っておりますから、愛国心とかいう言葉もありますけれども、それに至るまでには、やはりまず自分の生まれたところを、やはり愛すること、そして誇りに思うことが基盤になると、そのように思っております。以上でございます。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 一昔前には、郷土にしきを飾るという言葉があったとおり、一度ふるさを出てしまった人たちも、郷土にしきを飾るために頑張ったという、そういったことわざというか、格言というのがありました。現在、昨今の若者の行動を見ていると、そういった、ふるさを思いながらも今を生きるという、そういった力が徐々に減っていているような、そういった印象を若干受けることがありますので、どうぞ、ふるさに対する教育を教育長のほうでも推進をしていただきたいと思います。

次に、町長に対してご見解をお伺いしたいことがございますので。先ほど申しあげました潜在住民に対しての施策といったことで、2008年4月30日に公布されましたふるさと納税の制度がございます。そのふるさと納税制度に対する当町のスタンス、姿勢を、まずお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ふるさと納税に対して特別な対応というのは、今のところしておりません。これが導入されましたときにも、町によっては自分たちの町の特産品といいますか、ちょっとしたものを贈られるというふうなこともございましたけれども、金額にかかわらず、せっかく厳しい状況の中で頑張っている我が出身の町に対して、応援してやるということですから、その温かいお気持ちを素直に受け取らせていただいて、それらを有効に使っていけるような方向で進めていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ふるさと納税、当町のふるさと納税に対する申込件数というのは、昨年度11件という報告がございました。

そして、同じ与謝郡の伊根町の、本年度に入ってから申込件数というのは、きのうの時点で89件というふうになっています。この数字の違いというのをどのようにお考えになっていらっしゃいますか。町長のご答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） このふるさと納税につきましては、出身者ばかりではなしに、いろんな方たちが町を応援してやるというお気持ちだというふうに思っております。そういう意味では、伊根町さんの、そうした取り組みが、やはり先ほど申しあげましたような取り組みが功を奏しているのかなというふうには思っております。何らか、例えば町報を送らせていただくとか、そういう気持ちを向けていただいている方たちに対しての、一つお返しということも必要かなというふうに改めて思っておりますが、今のところなぜかということについては、分析等々はしておりません。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 先ほど来、申しあげましていますように、都会で暮らす若者たちは、このふるさとを思っている方々がたくさんいらっしゃいます。その僕の言い方では、潜在住民の人たちに対して、今後、町政として何らかの施策を講じるようなお気持ちはあるかどうか、町長にお伺いいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 特別にその方たちということではなしに、やはり町のホームページを充実するとか、広報で、先ほど言いましたように何らかのお返しをするとか、そういう形は必要かというふうに思いますけれども、特別にということは考えておりません。

それから、確かに町外へ出られた、そうした潜在住民の方たちもですが、この町を支えているのは、よそから来た者も、この町を支えているわけで、私なんかは生まれ育ちは全然違いますけれども、やはりこの町を愛し、この町に誇りを思うんで、そういう、こういう形で仕事につかせていただいておりますので、やはりそうした方たちの気持ちも大事にしていく必要があると思いますので、外からとか、中にいる方とか、そういう区別はせずに、対応をしてまいりたい

というふうに思います。

1 0 番（山添藤真） 終わります。

議長（井田義之） これで、山添藤真議員の一般質問を終わります。

ここで、午後4時まで休憩をいたします。

（休憩 午後 3時46分）

（再開 午後 4時00分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

次に、11番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） 先ほどは、若いはずとした山添議員さんの質問の後に、高齢者の部類に入る議員が質問に立ちますけれども、しばらくお疲れの中と申しますけれども、おつき合い願いたいと思います。

それでは、議長のお許しを得まして、町長に対しまして一般質問を2点ばかりさせていただきたいと思います。

一つには、町政懇談会を傍聴してということ。もう一つは、町内の情報収集はできていますかということについてお尋ねをしたいと思います。

まず、町政懇談会を傍聴してということの質問に入らせていただきます。

町長は、町民との直接対話の場を町政懇談会として、ことしも6月9日から7月30日まで24会場で50日余にわたるハードなスケジュールで取り組まれました。一番暑い中、出席されました町民の皆様、役職員の皆様、本当にご苦労さまでした。私も合併して5年目を迎える中で、町民の皆様からどういった声が聞くことができるのかとの思いで、できるだけ繰り返し合わせて傍聴をさせていただきました。地区地区によりまして、質問や要望内容にも違いが伺えましたが、大きくまとめをしてみますと、一つには土砂流出による治山治水関連のお話、要望、それから一つには、本庁舎の統合問題、一つには、ごみ処理関連の質問、一つには学校統合廃合問題、一つには有害鳥獣関連のお話、一つには産業振興関連の話題、一つにはリフレ再開の件、一つにはCATVへの要望、一つには職員数や人件費の関連。一つには町営バスなどの現状などが話題となっていたようでございます。ほかにも有意義な意見など割愛させていただいておりますが、町民の方々の生活感覚からの意見を聞かせていただくことのできました貴重な場であったと思っております。いろいろなお話をお聞きする中で、住民生活の確保という点で行政の責任分野の重さを改めて痛感いたしました次第でございますが、とりわけ若い方の定住策を求める声には、身につまされる思いでお聞きいたしておりました。

私もきょうまで、幾たびかこういった関連の質問を申し上げてまいりまして、きょうもまた、こういったことの一般質問ということで、ばかの一つ覚えかと思われる方もあるかと存じますが、私は与謝野町にとりまして、一番大きな課題であると思っておりますので、ばかを承知で町長に質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

私は、14会場の町政懇談会に傍聴させていただきました。皆様のご意見をメモってまいりましたが、少なくとも9会場で、働く場づくりでありますとか、地域の柱となる産業の育成、あるいは企業誘致をという、町長に対して、この4年間に何とか努力をしてほしい、頑張ってもらいたい

という強い要望が聞かれました。町長は、簡潔に申し上げますれば、現状では打つ手がないと言えると、それから今、頑張っておられる企業にテコ入れを、支援をしたいというお話、それから福祉も含めてまして、この与謝野町に合った仕事に注力したいと、こういうようなお答えであったと思います。

去る3月には、与謝野町産業振興ビジョンがまとめられまして、ダイジェスト版の町長あいさつには、「町ぐるみで取り組む、元気と創造性豊かな次世代の産業振興を目指して」というタイトルもとにごあいさつがございまして、与謝野町発足以降、産業振興は最も重要なまちづくりと、目標と位置づけという町長の思いがうたっておりますが、我々、町民の危機感と町長の、きょうまでのお言葉を振り返ってみましても、いま一つ合致しているようには思えません。

そこで質問をいたします。町長はきょうまでこういった産業育成に関して、具体的な活動をどのようにされてこられたのか、お聞きしたいと思います。これが第1点でございます。

次に、二つ目に、町内の情報収集はできていますかという質問に入らせていただきます。

さきの質問にもリンクすることなんですが、町内の若い方の就職希望者数でありますとか、中高年者の働きたい希望者数でありますとか、あるいはUターン希望者数などの状況といったものは把握されているのでしょうかということでございます。なければ、定期的に統計調査をされるべきかと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。私たちも悪い悪いと言いながら、実態を知らずして意見提案もできず、この町の実情をです、数値で知ることが必要だと思っておりますので、お尋ねいたすものでございます。

あわせて、町内の空き家もふえつつありますが、実態がわかっておればお聞かせいただきたいと、このように思ひまして、以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 小林議員ご質問の1番目、町政懇談会を傍聴してについてお答えいたします。

町政懇談会で、議員が出席をされ感じられた内容としまして、若者定住策を上げられております。ご指摘のとおり、町政懇談会で道路や河川改修等の具体的な要望もありました中で、働く場の確保や産業振興、企業誘致のご意見も多くの方々からいただきました。その場でお答えしました内容は、おおむね議員のご指摘のとおりでございますが、これらの対策には妙案はなく一言では答えられるものではございません。十分に議論をさせていただかねばならないものというふうに考えております。また、町民の皆さんの悲痛な思いが、もう一つ理解していただけていないとのご指摘ですが、私の答弁を、そのように受けとめられたようでございますが、町民の皆様から寄せられた悲痛な思いをいろいろな場面で実感しておりますし、私なりに十分理解はしているつもりでございます。

次に、今日まで具体的な活動をどのようにされてきたのかとのご質問でございますが、町に元気を取り戻す施策メニューはたくさんあるというふうには思っております。今回、ご質問の趣旨は、地域経済の活性化をいかに進めるかであろうというふうには考えますが、私自身、今日までさまざまな活動をしてまいりました。企業誘致におきましては、東京丹後人会の皆様に働きかけをさせていただいたり、生活実態調査や事業所実態調査から得られました町民の皆さんの要望を受け、役場全課を挙げて取り組める施策を検討し、できることは制度化してまいりました。さらには事

業者の皆様の声聞くべく、商工会との懇談会にも積極的に出席し、また、町内誘致企業の皆様との意見交換も行い、地域経済の把握もさせていただいております。このような活動を通じて、さまざまな施策を設けておりますが、引き続き施策の充実を図りたいというふうに考えております。

しかしながら、地域経済の低迷は当町だけではなく、この状況を打開する抜本的な方策は、当町だけで行えるものではないことを十分にご理解いただいていることと思いますが、景気の回復を座して待つのではなく、今後におきましては事業者の皆様が連携を図っていただき、取り組まれることが地域内での景気の底上げにつながるものというふうに考えております。私も、議員同様、町に元気を取り戻したい。そうした思いは強くございますので、引き続き地域活性化に全力を尽くしていきたいというふうに考えております。

次に、ご質問2番目の町内の情報収集はできていますかについてお答えいたします。

町内の若い方や中高年者の就職希望者の状況でございますが、ハローワーク峰山より毎月情報もいただいておりますが、宮津出張所管内の1市2町の情報となっており、当町のみ状況は把握できていないものでございます。ちなみに、7月末現在で902名の方がハローワーク峰山へ登録し、お仕事を探されている状態でございます。また、Uターン希望者数でございますが、丹後Uターンセンターに確認しましたところ、8月末の当町の登録状況は18名が登録されておまして、その内訳は23年卒業者予定の方が11名、一般の方が7名となっております。

次に、収集していなければ統計調査として定期的に取り組まれるべきとのご意見でございますが、国が行います調査に便乗して取り組むことは困難ですし、ただいま申し上げました現状把握で、特に問題がないものと思っております。実態を把握せずして対策も立てられないとのご意見でございますが、既に対策といたしましては、雇用促進奨励補助金や雇用安定助成金などの雇用支援施策を設け、さらに制度の要件緩和を行ったりして、施策の充実を図っております。

最後に、町の中で空き家がふえつつあります。実態がわかっておられればお聞かせくださいとのご質問でございますが、ご指摘のとおり、空き家がふえつつあることは認識しておりますが、その実態は把握いたしておりません。なお、空き家を活用する場合、町の施策として創業等支援事業や商業活性化支援事業などによりまして、民間の事業者や商店街の団体等が空き家を活用した場合も政策を講じております。

以上で、小林議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 私も何か一般質問をいたしますと、こういったことに自然と目が向いておまして、繰り返し繰り返し、恐縮でございますけれども、それだけ気になっるとという形でご了解を得たいと思うんです。

このたびの議会で、補正予算も上程されておまして、それをちょっと見せていただきますと、町民税あたりの、いわゆる金額がですね、前年対比、平成21年の予算で見ますと7億6,411万円と、個人分だったんですが、平成22年では8%弱の7億810万円になりました。このたび補正で、また下がりますと、6億6,678万円という形で、平成21年の予算の7億6,411万円から6億6,678万円というところまで落ちるようでございます。言うなれば、平成21年度の予算と比べまして13%のダウン。

それから、法人のほうにつきましても、これはまだ補正は上がってませんけれども、平成21年度と比べましても3,000万円ほどダウンという形で、両方、個人と合わせますと、自主財源となるものが1億円も減ってきておるといふ数値だなどと思って見ておるんですが、ちらっとしかまだ、資料を見させていただいておりませんが、自主財源が、この決算ですか、平成21年度決算を見ますと、22%絡みだったというふうな記憶しとるんですが、それも公金が、去年はいろいろと国からのがございまして、そういったお国からいただいたお金がたくさんあったので、それだけ落ちてきたんだと思っておりますけれども、いろいろときょうまで、いろいろな議員が申しておられますように、非常に国の経済、あるいは世界的な流れで何が起きるかわからないような日々を暮らしておるようなこととございまして、本当に自主財源と申しますか、少しでも自立していくための、やはり方策が、本当に町を挙げて必要だと、私は思っております。

町長も、確かに、私もそう思いますけれども、この与謝野町だけではなく、全国的な、こういった経済の落ち込み、これは世界的な貿易の関係もございまして、なかなかできることで、自力ですぐ解決できるような環境ではないんですが、どこも同じだから仕方ないというようなこととあきらめておくわけにも、私はいかないと思っております。何としましても、そういった非常に危機感のある町民の方々からの要望がいろいろと、そういった町内の産業起こしなり、そういった言葉になって町政懇談会でも出ていたもんだと、私は理解しておるんですが、そういったものの中で、本当に、せんだつても産業建設常任委員会で四国の上勝町にも視察させていただきましたと、向こうの取り組みの大きな柱がですね、とにかく町の活性化とは、次代を担う若者の定住と、先ほど山添議員さんからは、隠れたる住民という形で、そういうようなお話ございましたけれども、やはりこの土地に生活する方を、次の方にバトンを渡していける、そういう人をふやすというのが非常に行政としても大事かと思っております。この上勝町でもですね、町の活性化とは、次代を担う若者の定住と位置づけてですね、強靱な問題解決能力を中心とした人間形成の目標のもと、研修と実践活動を行っている、こういう形をうたってございまして、そういうことから、ああいった葉っぱビジネスでありますとか、いろんな事業が、わずか2,000人の町でございましたけれども、出てきておるといふようなこととございまして、本当にそういうような形で、いろいろと思いがあられるわけとございまして、せんだつて大宮のアグリセンターで山田知事がお見えになって、わいわいミーティングがございまして、その席で知事も申しておられましたけれども、今後の10年間がですね、地域の世襲を決すると申されておられましたのが、耳に残っております。これは財務のウエートが、私は非常に大きいと思っておりますけれども、こういった環境の中にあられますね、ぜひとも企業誘致、町長のお話、私も思うんですが、いろいろと、この地域の産業なり、そういったことを活性化するには、企業の誘致も必要でしょうし、それから今きばってやっておられる企業に一つ、もう一つね、一段と力を入れていただくということと。

あるいは、もう一つ起業です、新しく起こされると、この三つが、僕はあると思っておりますが、その企業誘致のことにつきましても、本当にどういふんですか、企業立地に頑張る市町村20選というのが、平成19年12月に発表されたんですが、企業誘致に、それぞれトップみずから企業訪問されて、誘致活動を、何遍も繰り返し訪問されて、小さな町でも1社、1社、そういったことが実ってきておるといふようなこととございまして、非常に、今日なりますと、そう

いった企業誘致も難しい中とは思いますが、先ほどの町長のお話もございましたし、山添議員のお話もございましたけれども、本当に、この人脈というのを使ったの、いわゆるそういうアプローチのかけ方、そういったことの取り組みがですね、ぜひしていただきたいと、私はこのように思うんですが、町長の、そういったことの活動をですね、私がお尋ねしたいと思ったのは、そういう形の産業振興会議でありますとか、産業振興ビジョンですとか、そういうものですがけれども、本当に、こうやっておるんだと、だけど今は、こういう状況で実るところにいけませんけれども、現実、こういうことの話も、土地の問題であるとか、水の問題であるとか、いろいろと当たらたら、いろいろと結果があると思うんですが、そういうお話を聞くことによって、町民も今、理事者側も頑張ってくれるというようなことが理解いただけるかと思うんですけど、その辺のことの取り組みについての町長のお気持ち、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろな地域の活性化策については、決してあきらめてるわけではございません。先ほども申し上げましたように、いろんな形で町として、施策として打ち出せるものを打ち出してきているつもりでございます。それは、長期的なことから考えると、今の今の対策になるかと思えますけれども、今の今が大変な状況でございますので、まず、それらに対して手を打っていくということが必要ではないかなというふうに思っております。

循環型の、そうした経済を回すという意味では、皆さんからのご提案もございました住宅改修のそうした補助制度を設けるとか、あるいは、いろいろな形で実際に企業を回しておられる方たちに対して、できるだけ町のできる支援策というものは、もう打てる限り打っているつもりでございます。しかし、先ほど来おっしゃいますように、なかなかその実が上がってこないというのが現実かというふうに思っております。そういう中で、三つの企業誘致、あるいは起業、起こす業の方たちへの支援、また既存企業への、そして支援等々ですがけれども、これらも含めて実際に、今後についても考えていく必要があろうかと思えますけれども、企業誘致についても、非常に一つの曲がり角にきているのではないかなというふうに思っております。

町挙げて、市挙げて誘致した企業が、今の、このグローバルな経済環境の中で、なかなかそれがうまくいってない。結局、大勢の失業者を生んでるというような状況だというふうに思いますし、そうした中で、特に、もう既に、この企業誘致にしても大きいものでなくてもいいという、小林議員のご指摘でございますけれども、やはりそうした企業を、この町で業を起こしていこう、あるいはこの町で仕事をしていこう、この町の空き工場を使って事業を進めていこうという方たちに対しては、町としても受け入れる、そういうつもりですし、それらについての間に入ったいろんな対応については、各商工課観光課でもしております。しかし、そうした小さな積み重ねではございますけれども、決してあきらめることなく、そうした情報収集の中で、町としてできる手を打っているというのが今の現状でございます。

例えば、行政でできることと、やはり一般の皆さん、住民の皆さんがしていただくということには、おのずと、その限界があるし、また、そこには一定の分けなければならぬところがあるかと思えます。町も町として、今ある町の財産、あいたスペースの土地、あるいは、そうしたものを有効に使っていただいて、いろんな業を起こしていただくように町も努力をしております。それも一つの地域活性化の大きなことだというふうに思っておりますし、個人の方も自分のあいた土

地、あるいは、あいた家をいろんな企業、また、そうした工場として活用されるように、その個人として、やはり自分の財産をどう生かしていくかというふうなことをされてもおります。すべてを、なかなか行政としてはできませんけれども、それらの取り組みに対して、町も支援をしていくというふうな形での考え方で進めていきたいというふうに思っております。

今後の10年間で、それぞれの町がやる施策について、この差が出てくるということ、山田知事もおっしゃいました。その次の日、尾藤家で「わいわいミーティング」がございました。その中でも、例えば、きょう午前中に出ましたトイレの件ですね、あそこには、入り口のところにトイレがあるけれども、いろいろと来られる方が、トイレがないと、もっとトイレをふやすべきではないかみたいなお話もあったんですけども、そのとき知事が言われたのは、そういうことじゃなくて、来られた方に、その会場の人たちが、うちのトイレを使ってくださいという、そういうおもてなし、そういう心が、その地域の活性化を生んでいくんだと、それも一つの方法だというふうなことをおっしゃいました。まさしくそれではないかと思うんです。

あれがないから、これがないから何でもできないじゃなしに、今あるものを、やはり最大限生かして、そういう意味では丹後ちりめんもあるじゃないか、おいしいものもあるじゃないかというふうな中で、やはりそれらを生かして、この町の活性化を、いま一度再生していくと、そういう思いをみんなが持って取り組んでいくということが非常に今の時期、大事じゃないかと思えます。いろいろな意味で、住民の方一人一人が、町民の方一人一人がいろんな意味で、その行政にかかわっていく、あるいは、この町のことを真剣に考えていく、その力の差が、今後10年間で花開くか、しぼんでしまうかという、そういう大事な時期にきてるんだというふうに思いますので、いろいろとめだるい点であろうかと思えますけれども、気持としては決してあきらめていない、この町のいいところをもっともっと皆さんに知っていただいて、できるだけ活性化につながるような施策や思いを議員の皆さん、住民の皆さんと共有して頑張ってまいりたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） いろいろと町長の思いを聞かせてもらったんですが、ある会場で若い方が質問なされたのに、この与謝野町の未来について、町長も覚えておられると思えますけれども、5年先、10年先の将来ビジョンはどうなつとるんかというようなご質問がありまして、町長が、町に住んでいる人みずからが声を大きくしてほしいと、それから安心・安全に暮らせるまちづくりが大切かと考えていると。妙案はないが、住んでいる人の思いが、そういう町になると思うと。与謝野町のよさが物すごくあるのに、大人が夢をなくしていると、若い人に伝えていないと、熱意、気概、そういったものが欠けているんじゃないかと、そういう町長のお答えがあったように記憶しておるんですが、私も本当に、先ほども山添君、非常にお若いのに古風なお言葉があつて、あれだったんですけども、本当に危機に面して、何とかせんなんとかいう、そういう気概、気風というものがちょっとないというふうな形で、いわゆるこれは行政がする分野ではないかとも思いますが、そういう現状をですね、どうしたら気概、意気込みを持ってもらえるように、町民の方々に意識転換ですね、そういったような形のことが、どうしたら、町長できると思えますか。

そういった意味で、きょうまで私もセミナーとか、そういったことをされたらどうですかとい

う形で申し上げてきたんですけれども、京都産業21のほうにも口をかけてありますとか、何とかいうことでお答え聞いておって、いまだに、この町内で、そういった具体的なもの目にしておらんですけれども、本当にそういう、人の生きざまのことが問われておる時代になってきておると思っております。そういった意味での、そういう熱意とかね、気概をどうしても持ってもらえるのかと、そういう町民のアプローチ、一つの心を動かすための行政の施策ですか、お金が要ることではないと思うんですけれども、何かそういった形の取り組みがですね、本当に必要ではないかと、私は思っております。

いうのがきょうの日経にも載っておったんですが、地域振興にはいいイノベーター的なリーダーの存在が不可欠であり、多くの地域においては自治体みずからがリスクを抱えてでも戦略的で組織的な行動によりリーダー役を担っていかなければならないという、こういう一文がございまして、民間が頑張っとうやろうと思っても、なかなか個々の力がばらばらで、力が結集できない。やはり行政もですね、そういった形で、やっぱりリーダー、旗振り、こうやるんだというような思いの形が見えればね、また非常に、この与謝野町の住民の方々も皆、力のある方が多いと、私は信じておりますので、そういった形のことでもまた。一つが、元気づくところがあれば、それがまた波及効果で、だんだんだんだん今、お米のほうは、豆っこ米は元気印のようですけれども、それがちょっと財務のほうがついていけばいいんですけれども、そういう頑張っておられるという形のこと一つでも、二つでも出てくれば、何とかせんなんという思いの方々もふえてくると思うんですけれども、その辺の転嫁の仕方をね、やはり行政でできることはお願いしたいというふうに思っております。それで、こういった形のことを一つの町長が何もかもして大変でしょうし、できたら町長、副町長もおられますし、チーム編成でもしてですね、そういったような形の取り組みがですね、本当に、この地域が活況なるような形のことになればと私は思っておりますけど、無理でしょうかね。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 非常に難しいと言えれば難しい問題なんですけれども、ただ、難しいとばかりは言っておられない。いろんな場面で、これは与謝野町も成果が、私は出てきているというふうに思っております。

先ほど言われましたお米もそうですし、農林のところでは、いろんな企業誘致した会社の、おトーフを使ったいろんな町としての施策、循環型農業のもとになるような、そういう全国でも先進地的な取り組みが成功をしてくている。また福祉の面でも介護、看護、それから福祉や医療等々も連携してやっていけるような、そういうシステムづくりもでき、それらについてもまた、前へ進んでいっております。その中で、今まで非常によかった産業である、ちりめん業や、そのほかの商工業については非常に厳しい状況であるというふうには認識しておりますし、そのために産業振興ビジョン、あるいは観光振興ビジョンを作成して、住民の方たちのみずからの力で、それを進めていただけるような、今、仕掛けといたら失礼ですけれども、そういうみんなでやっついこうという、そういう今、段階にきております。

産業振興会議あたりも、今もう立ち上げようとしておりますし、それについては一般公募しました中にも、優秀な方たちが応募してきていただいておりますので、やはり町が前面に出るのではなしに、やっぱりそういう場を設けて、その中でみずから考えていただいて、住民の方たちが、

力を一つでも成功できるような、そういう場面をつくっていくということが、我々行政に課せられた役目ではないかと思っておりますので、そうしたことが、これから動きかけるというふうに、非常に期待をしております。それら等含めて、いろんな場面での、それぞれの住民の方のかかわりを、ぜひお願いがしたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ちょっと、きょうのネットも見ておるんですけど、隣の福井県は、いわゆる独身男女の出会いの機会を提供する婚活応援ポータルサイトを開設したという形が載ってまして、いわゆるもう人口の確保とか、そういった形のことに、そういう、県という、行政で取り組んでおられるという形のことが、こうして出てまして、本当に機会あるごとに町長も自助、共助、公助というお言葉をよく耳にするんですが、先ほども申し上げましたように、行政の一つのこういう方向だという、強い思いが町民のほうに伝わってくればと思うんですけど。何か焦点が、何かぼけるという、ぼやっとしてつかみにくいんじゃないかと、このように、私の高齢なゆえに、ちょっと頭の回転が悪いかもわかりませんが、そういうふうに、私は受けておるわけでございますけれども、ぜひ、一つ力強いですね、町長のがんとした方針を、発信をお願いしたいと、私はそう思っておるんです。

この産業振興ビジョンにしましてもですね、3番の産業振興の基本的な視点と計画期間という形で、これは策定委員会なりコンサルの方々がまとめられたんでしょうけれども、丹後ちりめんと帯というような形のことをうたってございます。これはきょうまでの経過がちょっとうたってあります。そのほかに、高齢社会における新たな成長分野として福祉、医療、健康、サービス分野の事業が膨らんでおりと、こういった分野に期待が高まっていますというような形のことがうたってあるんですが、この与謝野町は何を、いわゆる織物なら織物でも悪いなら悪いで、もっとテコ入れを、こうしてみようとか、この観光なり企業の誘致に限られた投資をしていこうかという、そこの方向づけが、やっぱり打ち出されるときじゃないかと。それによって、一つの皆さんの気持ちが統一されるんじゃないかと、私はそう思っておるんですが。いろいろと細かくあり過ぎて、どこが本当のポイントなのかなというような形のことがわかりにくいなと思っております。ぜひ、たびたび申し上げますけれども、本当に自治体みずからが、その一つのある程度の、リーダー役というのを担っていただきたいと、このように思っております。

そういった意味で、副町長をですね、チームのトップでもよろしいし、町長ができなければ、そういうふうな形のことでですね、行動を起こして、結果がね、少しでも見れるように形、懇談会へ行かせてもらっておりますも、町長の任期期間内に何とか形あることを見せてほしいという声が大だったものですから、しつこう、こんなことをお尋ねして申しわけないと思っております。

それに関連して、先ほどの一つの就職希望、そういった形の、ハローワークは確かに申し込みされておられる方ですので、データはつかめるでしょうけれども、ハローワークに行かないまでも、何か仕事があったらしてみたいなというようなお方も、私も周囲に、かなり耳にしております、やはりこういう仕事であればできるん違うかというような、一つの実態の把握というものが、私は定期的に、数値的な数量が、数量というんか、数値がわかるような、そういう調査がなされてもいいんじゃないかと、このように思っております。

そういったことが、いわゆる何だというたら個人情報云々というふうな形のことで、個人情報のお名前聞くわけではございませんけれども、一つそういうようなデータの収集できる仕組みというのが、何かお考えいただけますね、本当に的確な手が行政として打てるような進め方というものができはしないかと思って、それについてお尋ねしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっとお答えがしにくいんですが、町としては観光振興ビジョン、それから産業振興ビジョン、これは目標でありまして、皆さんと一緒に、ここを目指してやっていこうというものを打ち出したものでございます。

今後は、それを具体的に、じゃあどうしていくのかというところで、ともに、先ほどおっしゃいましたように、それぞれがとらえ方が違いますので、やはりそうしたことをともに学びながら、この与謝野町でやれることからまず進めていこうという中で、例えば、先ほど出てました、あそこのちりめん街道を何とか町の一つの拠点として、観光の拠点としてやっていこうということで、観光協会、それから商工会、あるいは町もかかわって、あそこの活性化に向けた一つの取り組みを、今、始まったばかりでございます。ですから、やはりそうした一つのシンボリックな事業を成功させていくということが、全体の中で、今後の地域の活性化に一つの大きな活路が出てくるんじゃないかというふうに思っております。

ただ、あそこをそういう格好で見せ物とするというだけではなしに、実際にやはりあそこで長年培ってきたちりめんが織られていたり、あるいは昔の、少し昔の生活が営まれている、そうしたこと。また、そこで、ちりめんのよさ等を、町の持ってますいろんな財産を皆さんに見ていただくということを、まずしようとして今、仕掛けが始まったばかりでございます。できるだけ、そうした意味では成果というものはすぐには出てこないというふうに思いますけれども、いろんな今までにやってきました中身につきましても、やはり10年以上かかった中で成り立ってきてる事業等も多いわけです。例えば誘致しました企業でも、一たん低迷しかけたけれども、やはりいろんな皆さんの協力で、また上向きに上がってきてるという実態もございまして、京都にいろいろと工場のあるのを全部与謝野町に移して来ていただいている。また、そうした企業も、この企業誘致した中には何軒かございます。そういう意味では、新しいところを今、するのではなしに、それも大事なことですけれども、今あるものをやっぱり、もう少し活性化する努力を我々も一緒に皆さんとやっていきたいなというふうに考えているところです。

ないものねだりというよりも、今あるものを最大限に生かした、そういう活性化策を考えていけば、やはり一つの自分たちが今までやってきたことを自信を持って皆さんにお知らせ、情報を発信していくということが大事ではないかなというふうに思います。

今、欠けているのは、それぞれの町民の皆さんの自信、誇りだと思います。この日本の中でも、これだけ丹後ちりめんの里として栄えてきた地域です。その技術と考え方も含めて、文化として残っているものを、やはり次世代へ継いでいく、そういう誇りや自信を、やっぱりそれぞれが持つ必要があるんじゃないかなと思います。

とはいうものの、実際の生活というものは目の前にありますので、それらで行政がお手伝いできることは、やはりそこをサポートしていくということが大事ではないかというふうに考えております。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） それでは、最後になります、隣の花は赤いじゃないですけど、隣の町の京丹後市は、この空き家情報バンクというのを市が一応、不動産業者とタイアップしてなさっております。できたら与謝野町の場合も、隣組の中でもそういった空き家も、私のところでも何軒かもう出てきておりますし、そういった都会の人の、こちらへおいでになる人とか、あるいは滝でもね、都会から収納をなさる、そういう形の場合の空き家というのを求めておられることも申されておられましたけれども、そういった意味合いの、できたら町内の、そういった空き家的な情報もですね、不動産業者と協力なされてですね、そういった人のデータベースというんですか、そういった形のことがなされることも、一つの町の活況になるかどうかわかりませんが、そういったサービスの一つとして検討されてはどうかと思いますので、一つ、またもう一回。

議 長（井田義之） 太田町長。

- 町 長（太田貴美） いろいろなところで、そういう計画をされてやっておられるのをお聞きいたします。しかし、いろいろと問題もあるやに、それもやはり業としてやっておられる方もございますので、やはりそれに行政が首を突っ込んでということについては、やはり若干問題があるのではないかなというふうに思いますし、前にも空き家を、空き工場です、家じゃなしに空き工事等を調査してやろうということをして1回計画したことがありますけれども、旧町にときに商工会が、そういったことはやるというふうなこともおっしゃってましたので、行政が直接かかわるんではなしに、やはり民間の中で、そういう情報のやりとり、あるいは業として、やっておられる方もございますので、そういう意味では土地が動いている地域だというふうに思います。ほかのところでは、なかなか動かないところが、ある意味、土地が動いているから、そういう業が成り立っているんだというふうに思いますので、そうした意味では、やはりそれぞれの業者の方にお任せするほうが、より公平ではないかなと、行政の取る立場としてはそういうふうに思っております。
- ただ、企業誘致として、町として考えてほしいというようなことにつきましては、それは窓口は当然、商工観光課等も対応することは、やぶさかでございますけれども、そうして今後については一つの研究課題ということでご理解が賜りたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） いろいろと課題はたくさんございますけれども、一つよろしく頑張ってくださいますようお願いいたします。終わります。

議 長（井田義之） これで、小林庸夫議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、あす9月10日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますのでご参集ください。

お疲れさまでした。

（散会 午後 4時48分）